

委 員 会 録

○名 称 予算特別委員会（１日目）

○日 時 平成２８年３月１５日午前９時３０分から至午後４時０７分

○場 所 和束町議会議場

○出席委員 委員長 竹内きみ代 副委員長 井上武津男
委員 １０名 欠席 ０名

○説明出席者 町長 管理職員

○議長等 議長 畑 武志 副議長 竹内きみ代
議会事務局 局長 岡西 純次 主 事 増田 加代

平成 2 8 年度和東町予算特別委員会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。本日は、予算特別委員会にご参集いただき、ご苦勞さまでございます。

初めての予算特別委員会でありますので、委員会条例第 9 条の規定によりまして、年長の竹内きみ代委員に臨時委員長をお願いいたします。

委員長と交代いたします。

○臨時委員長（竹内きみ代君）

年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。

ご協力をお願いいたします。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

これより、予算特別委員長の選挙を行います。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、委員長の選挙は、指名推選の方法で行います。

指名は、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、私、竹内きみ代を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、私、竹内きみ代が委員長に当選いたしました。

ただいま委員長に当選しました私、竹内きみ代より委員長就任のご挨拶をいたします。

○ 1 番（竹内きみ代君）

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、予算特別委員長という大任を仰せつかることになりました。もとより、力も経験も不足ではございますが、一生懸命努めさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、平成 28 年度の予算につきましては、国の地方創生の初年度となる本年度予算でございます。一般会計、また特別会計にも予算がたくさん盛り込まれております。住民の皆様にとりまして、いい施策になるようにと願うものでございます。

本日、また 2 日間、大変お世話になりますが、理事者の皆様、また職員の皆様方の明快なる答弁、そして委員の皆様方にとりましても活発なご意見、さらなる慎重審議をお願いいたします。

この 2 日間、大変お世話になりますが、円滑なる議会の運営、そして皆様のさらなる慎重審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（竹内きみ代君）

それでは、副委員長の選挙を行います。

副委員長の選挙は、指名推選の方法により、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、副委員長に井上武津男委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、井上武津男委員が副委員長に当選されました。

井上武津男委員にこの旨、告知いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託された議案第１号から議案第７号まで、平成２８年度和東町一般会計予算及び和東町各特別会計予算を一括議題といたします。

提案理由については、施政方針を本会議で述べられましたので、副町長及び担当課長から議案についての説明を求めます。

なお、説明に当たっては、議案書は款のみの数字にとどめ、事項別明細書については特に重要なもののみとし、簡単明瞭に願います。

それでは、副町長から順次説明を願います。

○副町長（奥田 右君）

それでは、皆さん、おはようございます。

どうかよろしく願いいたします。

それでは、私のほうから、平成２８年度当初予算の概要と主要事項説明を申し上げます。

資料Ｎｏ．１をよろしく願いしたいと思います。

まず、めくっていただきまして、会計別予算の総括を挙げさせていただいております。

平成２８年度予算額、平成２７年度の予算額、比較増減、増減率、このようになっております。

まず、一般会計。平成２８年度予算額につきましては３３億４，９００万円、平成２７年度の予算額につきましては３１億５，２００万円、増減で１億９，７００万円となっております。伸び率につきましては６．３％と、このようになっております。

特別会計につきましては、２８年度につきましては２３億６，２８６万円、平成２７年度が１９億７，２７９万円となっております。増減で３億９，００７万円、伸び率で１９．８％の伸びとなっております。

あと、各特別会計の説明を申し上げます。

湯船財産区につきましては、平成２８年度は８８８万円、増減率で１３７万円、伸

び率で18.2%となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定のほうで9億1,820万円、伸び率につきまして1億9,240万円の増となっております。伸び率で26.5%の伸びとなっております。

直営診療施設勘定につきましては、1億1,000万円、増減で2,380万円、伸び率で27.6%の伸びとなっております。

簡易水道事業特別会計につきましては、4億7,494万円、増減率で1億8,474万円、伸び率で63.7%の伸びとなっております。

下水道事業特別会計でございます。1億9,884万円、増減で△3,201万円、伸び率でマイナス13.9%となっております。

介護保険特別会計でございます。

保険事業勘定のほうで5億8,430万円、増減で1,580万円、伸び率で2.8%の伸びとなっております。

サービス勘定のほうでございます。620万円、増減で167万円、伸び率のほうで36.9%となっております。

後期高齢者医療特別会計でございます。28年度につきましては6,150万円、増減で230万円、伸び率で3.9%の伸びとなっております。

総合計です。28年度当初予算、一般会計・特別会計含めまして57億1,186万円、増減で5億8,707万円、伸び率のほうで11.5%の伸びとなっております。

一般会計の歳入歳出の内訳でございます。主なもののみ説明させていただきたいと思います。

まず、1款町税でございます。28年度につきましては3億7,053万3,000円となっております。伸びのほうで587万6,000円ということで、1.6%の伸びを見込んでおります。

続きまして、4款配当割交付金でございます。384万2,000円ということで、

増で182万9,000円、90.9%の伸びとなっております。

あと、ちょっと飛ばさせていただきまして、地方交付税でございます。28年度につきましては15億5,464万1,000円ということで、前年度と比較しまして3,272万8,000円の伸びとなっております。2.2%でございます。

14款国庫支出金でございます。2億8,398万2,000円、前年度と比べまして△4,506万3,000円、伸び率でいいますと△13.7%の減となっております。

あと、21款町債でございます。5億1,400万円、前年度と比較しまして1億6,870万円、48.9%の伸びとなっております。

歳入合計で33億4,900万円、伸び率で6.3%、増減で1億9,700万円の増となっております。

続きまして、3ページ、歳出でございます。これも主なもののみ説明させていただきます。

2款総務費でございます。7億1,729万円でございます。前年度と比較しまして2億3,158万7,000円ということで、伸び率で47.7%の伸びとなっております。

続きまして、5款農林業費でございます。9,369万5,000円ということで、924万円、10.9%の伸びとなっております。

続きまして、6款商工費でございます。2,751万6,000円、△1,189万6,000円ということで、30.2%の減となっております。

続きまして、7款土木費でございます。3億2,629万1,000円ということで、伸び率でいいますと25.8%の減ということで、1億1,333万6,000円の減額となっております。

続きまして、8款消防費でございます。3億489万6,000円ということで、1億2,379万1,000円、68.4%の伸びとなっております。

11 款公債費でございます。4 億 4,924 万 8,000 円、増減で△5,115 万 1,000 円、10.2%の減となっております。

歳出合計につきましては歳入合計と同じでございます。

続きまして、性質別歳出でございます。款、区分の主なもののみ説明させていただきます。

まず、人件費でございます。全体で6 億 2,980 万 6,000 円というこさとで、増減で△255 万 7,000 円、0.4%の減となっております。

あと、区分の6 でございます。普通建設事業費でございます。6 億 6,544 万 2,000 円ということで、増減で2 億 5,673 万 2,000 円、62.8%の増となっております。

全体で歳出合計で、同じく、先ほど説明しましたけれども、6.3%の伸びとなっております。

あと、5 ページにつきましては当初予算の推移ということで、5 年間の推移を占めさせていただきます。また、お目通しをいただきたいと思います。

次、10 ページでございます。

六つのプログラムということで予算編成をさせていただきます。それに伴いまして、主なもののみ説明をさせていただきます。

まず、和束を担う次世代の人づくりの協働プログラムということで、全体で3 億 8,826 万 5,000 円計上させていただきます。

その中の子育て支援のほうで1 億 9,324 万 3,000 円を計上させていただきます。

主なものとしましては、保育所の運営事業費で1 億 362 万 1,000 円、また児童手当の給付事業費で4,269 万円を計上させていただきます。

次、7 ページでございます。

学校教育・社会教育スポーツ・歴史文化のほうで1 億 8,607 万 1,000 円計上

させていただいております。

主なものにつきましては、相楽東部広域連合負担金でございます。1億7,904万7,000円を計上させていただいております。

あと、次に、住民が支えあう安心と信頼の協働プログラム、これにつきましては5億4,078万円計上させていただいております。

その中で人権尊重ということで7,077万3,000円計上しております。

主なものとしましては、人権ふれあいセンター耐震補強・改修工事を今年度予定しております。3,152万円でございます。

あと、人権ふれあいセンターの運営ということで、これは経常経費でございます。2,909万7,000円計上させていただいております。

次に、めくっていただきまして、保健・医療の関係でございます。1億2,973万6,000円計上しております。

主なものとしましては、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金でございます。5,926万8,000円計上させていただいております。

次に、高齢者・障がい者支援のほうでございます。これにつきましては3億1,128万9,000円計上しております。

主なものにつきましては、障害者自立支援給付事業8,621万4,000円、それとあと、介護保険特別会計の保険事業勘定繰出金でございます。8,154万6,000円計上させていただいております。

それに、後期高齢者医療給付事業5,777万2,000円計上させていただいております。これが主なものでございます。

次に、9ページのその下でございます。地域福祉のほうで2,767万9,000円計上しております。

めくっていただきまして、主なものにつきましては、社協職員設置事業費でございます。1,699万5,000円を主なものとして計上させていただいております。

あと、地域安全のほうにつきましては130万3,000円、これは交通安全対策事業費でございます。

次に、安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラムでございます。これにつきましては、3億2,129万3,000円計上しております。

その中で、道路で1億8,032万5,000円ということで、主なものにつきましては、町道拡幅改良事業で6,352万8,000円計上しております。

あと、町道舗装維持管理事業としまして、各路線の補修工事でございます。5,996万9,000円計上させていただいております。

これが主なものでございます。

次に、11ページの公共交通でございます。これにつきましては2,626万3,000円計上しております。

主なものにつきましては、路線バス対策事業の運営費でございます。2,612万6,000円計上させていただいております。

その下の住宅関係でございます。1億1,070万5,000円計上させていただいております。

主なものにつきましては、公営住宅建替事業でございます。8,761万7,000円計上しております。これが主なものでございます。

めくっていただきまして、12ページでございます。

自然を守りともに暮らす協働プログラムでございます。6億4,075万7,000円計上させていただいております。

その中の防災関係でございます。3億357万1,000円ということで、主なものにつきましては、相楽中部消防組合の負担金でございます。1億5,328万1,000円。

その下の、今年度は庁舎耐震補強工事事業を行います。それに1億364万9,000円を計上させていただいております。それが主なものでございます。

あと、その下の上下水道事業でございます。１億７，７２８万３，０００円というところで、主なものにつきましては、下水道事業特別会計繰出金でございます。１億２，１７４万円を計上させていただいております。

あと、簡易水道特別会計繰出金で５，１５２万円計上させていただいております。これが主なものでございます。

その下の森林保全・治山・治水のほうで５６６万４，０００円を計上しております。これにつきましては、例年同じですけれども、松くい虫の防除に１８２万円、森林組合の補助のほうに１５０万円計上させていただいております。

その下の環境・循環資源・エネルギーのほうで１億５，４２３万９，０００円計上しております。主なものにつきましては、じん芥処理費で１億１，４２１万１，０００円計上させていただいております。これが主なものでございます。

次、めくっていただきましてまして１４ページでございます。

和束のブランドを高める協働プログラムで６，４３６万５，０００円計上しております。

その中の農林業でございます。２，９７８万３，０００円ということで、主なものにつきましては、青年就農給付金給付事業でございます、９０１万１，０００円、あと、共同製茶等省力化推進事業で４８７万９，０００円、中山間地域等直接支払交付金事業４５５万７，０００円、これが主なものでございます。

１５ページで商工業でございます。１，７１３万９，０００円。

その中の主なものにつきましては、雇用促進事業ということで１，０７７万９，０００円、商工会の補助５００万円が主なものでございます。

今年特に茶源郷まごころサポート事業補助金で１３６万円、これが新たに入っております。

その下の交流産業事業で１，３６７万５，０００円。

主なものにつきましては、湯船森林公園管理事業、事業費として５３１万５，００

0 円、これが主なものでございます。

次にめくっていただきまして、16 ページでございます。

新たな産業の創出ということで376万8,000 円計上させていただいております。これは町産品の開発委託事業ということで226万8,000 円、これを新たに組んでおります。これが主な事業でございます。

次に、住民・事業者・行政が共に進める協働プログラムということで、4 億4,265 万5,000 円計上させていただいております。

まず、住民参加のまちづくりということで1,859 万7,000 円。

主なものにつきましては、和東町地域力推進協議会負担金で763 万3,000 円、また地域おこし協力隊のまちづくり事業ということで751 万4,000 円、これを新たに組んでおります。これが主なものの事業でございます。

あと、情報公開のほうで17 ページでございます。1,456 万4,000 円組んでおります。

主な事業としましては、茶源郷行政情報配信システム推進事業ということで796 万7,000 円組ませていただいております。

また、その下の行財政・地域経営ということで3 億8,100 万8,000 円組ませていただいております。

主なものとしましては、28 年度は庁舎改修事業2 億519 万4,000 円組ませていただいております。

それとあと、地方債繰上償還のほうで8,406 万2,000 円組ませていただいております。これが主な事業でございます。

めくっていただきまして、最後になりますけど、18 ページ、広域行政のほうで2,848 万6,000 円ということで、主なものにつきましては、相楽東部広域連合負担金でございます。1,875 万6,000 円を組ませていただいております。

以上が、私のほうから、平成28 年度の当初予算の概要と主要事業説明でございます。

す。

この後、各課長のほうから説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、私からは、議案第1号の平成28年度和束町一般会計予算と議案第2号の平成28年度和束町湯船財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、議案書のほうをよろしくお願い申し上げます。

議案第1号

平成28年度和束町一般会計予算

平成28年度和束町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億4,900万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費

の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月11日提出

和束町長 堀 忠 雄

次のページ、第1表 歳入歳出予算でございます。

款と金額の順で朗読申し上げます。

まず、歳入でございます。

1 款町税、3 億7,053 万3,000 円。

2 款地方譲与税、2,721 万4,000 円。

3 款利子割交付金、107 万2,000 円。

4 款配当割交付金、384 万2,000 円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、271 万3,000 円。

6 款地方消費税交付金、7,630 万1,000 円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1,204 万1,000 円。

8 款自動車取得税交付金、613 万8,000 円。

9 款地方特例交付金、60 万6,000 円。

10 款地方交付税、15 億5,464 万1,000 円。

11 款交通安全対策特別交付金、20 万円。

12 款分担金及び負担金、7,589 万円。

13 款使用料及び手数料、3,103 万6,000 円。

14 款国庫支出金、2 億8,398 万2,000 円。

15 款府支出金、1 億9,266 万1,000 円。

16 款財産収入、96 万1,000 円。

17 款寄付金、1,000 円。

18 款繰入金、1 億 5,285 万 2,000 円。

19 款繰越金、500 万円。

次のページでございます。

20 款諸収入、3,731 万 6,000 円。

21 款町債、5 億 1,400 万円。

歳入合計 33 億 4,900 万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款議会費、5,287 万 5,000 円。

2 款総務費、7 億 1,729 万円。

3 款民生費、7 億 5,317 万 7,000 円。

4 款衛生費、4 億 3,142 万 4,000 円。

5 款農林業費、9,369 万 5,000 円。

6 款商工費、2,751 万 6,000 円。

7 款土木費、3 億 2,629 万 1,000 円。

次のページでございます。

8 款消防費、3 億 489 万 6,000 円。

9 款教育費、1 億 7,904 万 7,000 円。

10 款災害復旧費、853 万 6,000 円。

11 款公債費、4 億 4,924 万 8,000 円。

12 款諸支出金、5,000 円。

13 款予備費、500 万円。

歳出合計は歳入合計と同額の 33 億 4,900 万円でございます。

続きまして、第 2 表の地方債でございます。

起債の目的でございますけれども、路線バス維持管理事業（過疎対策）でございます。限度額が 2,610 万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率は年 5.0 %

以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法につきまして、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法は同じでございますので、省略させていただきます。

庁舎改修事業で１億５,３８０万円、議会音響設備改修事業で１,７１０万円、人権ふれあいセンター耐震補強事業で２２０万円、人権ふれあいセンター改修事業で４８０万円、和束保育園耐震及び改修事業（過疎対策事業）で６４０万円、門前橋整備事業（過疎対策事業）で８２０万円、同録拡幅改良事業、同じく過疎対策事業で２,２５０万円、次のページでございます。橋りょう補修事業、同じく過疎対策事業で１,４５０万円、道路舗装維持管理事業（過疎対策事業）で２,１１０万円、町営住宅建設事業で４,７８０万円、相楽東部広域連合中学校空調整備事業で過疎対策事業として２,２４０万円、同じく、小学校の空調整備事業（過疎対策事業）で１７０万円、小型ポンプ付き積載軽自動車購入事業、これは辺地対策でございますけれども、６３０万円、防災拠点庁舎耐震補強事業で５,４４０万円、災害復旧事業で２４０万円、臨時財政対策債で１億３０万円でございます。合計で５億１,４００万円となっております。

それでは、予算に関する説明書Ｎｏ．１、和束町一般会計予算の分につきましてご説明申し上げます。

総括は省略させていただきます、５ページ以降でございます。

主なもののみということで、まず歳入のほうでございます。

１款町税、１項町民税、１目個人で１億３,７５０万円でございます。

そのうち1節現年課税分で1億3,459万円、内訳として、均等割で593万3,000、所得割で1億2,865万7,000円となっております。

同款、同項、2目法人で1,515万2,000円でございます。

1節現年課税分でございますして、内訳として、均等割で1,015万2,000円、法人税割で500万円を計上しております。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税で1億8,310万2,000円でございます。

主なものとして、1節現年課税分で1億7,910万2,000円でございます。

その内訳で、土地分で5,283万4,000円、家屋分で7,280万8,000円、償却資産分で5,346万円を計上しております。

1款町税、3項軽自動車税、1目軽自動車税で1,581万円でございます。

1節現年課税分で1,551万円を計上しております。

1款町税、4項市町村たばこ税、1目市町村たばこ税で1,887万9,000円でございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税で1,926万9,000円を計上しております。

次のページ、7ページ、8ページをよろしくお願い申し上げます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金で7,630万1,000円を計上しております。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金で1,204万1,000円を計上しております。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税で15億5,464万1,000円。

内訳といたしまして、普通交付税で14億1,453万円、特別交付税で1億4,011万1,000円を計上しております。

1 2 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目総務費負担金で6,030万5,000円でございます。

1 節総務管理費負担金でございまして、そのうち相楽東部広域連合職員の人件費負担金で5,569万2,000円を見込んでおります。

同款、同項、2 目民生費負担金で1,491万円、2 節児童福祉費負担金でございまして、保育料で1,248万円を計上しております。

次のページをよろしくお願い申し上げます。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目土木使用料で1,104万4,000円でございます。

そのうち2 節住宅使用料で857万円でございます。そのうち町営住宅使用料で760万円を計上しております。

1 3 款使用料及び手数料、2 項手数料、3 目衛生手数料で1,141万5,000円でございます。

2 節清掃手数料として1,120万3,000円、し尿券売捌き手数料として計上しております。

次のページをお願い申し上げます。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金で8,083万円でございます。

1 節社会福祉費負担金で5,175万円、そのうち障害者自立支援給付費負担金で4,334万円を計上しております。

5 4 節児童手当国庫負担金で2,906万円を計上しております。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金で1,200万円。

そのうちの1 節社会福祉費補助金で605万円でございます。臨時福祉給付事業として、合計で465万円を計上しております。

2 節児童福祉費補助金で595万円、そのうち子ども・子育て支援交付金で405

万円を見込んでおります。

同款、同項、4目土木費国庫補助金で1億5,135万1,000円でございます。

そのうち2節住宅費補助金で3,974万6,000円、これは社会資本整備総合交付金でございます。

3節道路橋りょう費補助金で1億1,160万5,000円、そのうち橋りょう長寿命化修繕計画補助金分として2,470万円、社会資本総合整備交付金で8,690万5,000円となっております。

同款、同項、6目消防費国庫補助金で3,065万8,000円でございます。

住宅・建築物安全ストック形成事業ということで、耐震分の補助金でございます。

15款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金で6,662万6,000円。

そのうち1節社会福祉費負担金で4,628万円でございます。その中で国保基盤安定負担金で2,380万円。

次のページでございます。

障害者自立支援給付費負担金で2,167万円を計上しております。

また、3節老人福祉費負担金で1,360万6,000円、これにつきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の拠出金でございます。その拠出金として1,360万1,000円を計上しております。

15款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金で1,086万1,000円でございます。

1節総務管理費補助金で1,081万4,000円、市町村未来づくり交付金関係の合計で472万5,000円、市町村体制づくり支援交付金分として608万9,000円を計上しております。

同款、同項、2目民生費府補助金で5,973万1,000円でございます。

1節社会福祉費補助金で4,716万6,000円、そのうち老人医療給付で640万円、福祉医療の障害者分で537万7,000円、隣保館運営等事業補助金で66

8万6,000円を見込んでおります。

次のページでございます。

2節児童福祉費補助金で1,256万5,000円でございます。その中で市町村未来づくり交付金の保育園バスの運行で299万5,000円、子ども・子育て支援交付金で405万円を見込んでおります。

同款、同項、4目農林業費府補助金で2,840万5,000円でございます。

そのうち1節農業費補助金で2,549万8,000円、その中で中山間地域等直接支払交付金事業補助金で331万7,000円、共同製茶等省力化推進事業補助金で443万5,000円でございます。それと、青年就農給付金として900万円を見込んでおります。

次のページをお願い申し上げます。

15款府支出金、3項委託金、1目総務費委託金で1,214万5,000円でございます。

1節徴税費委託金で519万円、これは個人府民税取扱費委託金でございます。

それと、3節選挙費委託金で658万1,000円、これにつきましては、参議院議員選挙の委託金でございます。

おめくりいただきまして、19ページ、20ページでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で5,692万円。

それと、同款、同項、2目減債基金繰入金で8,406万2,000円を計上しております。

おめくりいただきまして、20款諸収入、4項雑入、1目雑入で3,321万3,000円。

2節雑入として2,706万3,000円を見込んでおります。そのうちゴミ袋代で440万円、京都府市町村振興協会市町村等交付金で547万7,000円、雇用促進協議会事務費負担金で1,077万9,000円を計上しております。

次のページをお願い申し上げます。

2 1 款町債、1 項町債、1 目総務債で1 億9,700 万円でございます。

1 節総務管理債でございまして、過疎対策事業債の路線バス維持管理分で2,610 万円、一般単独事業債の庁舎改修事業で1 億5,380 万円、同じ、一般単独事業で議会の音響設備の改修で1,710 万円を上げております。

同款、同項、2 目民生債で1,340 万円でございます。

1 節社会福祉債で700 万円、人権ふれあいセンターの耐震及び一般改修分でございます。

2 節児童福祉債で640 万円、保育園の耐震及び改修事業分でございます。

同款、同項、4 目土木債で1 億1,610 万円でございます。

そのうち1 節道路橋りょう債として6,830 万円、全て過疎対策事業債ということで、門前橋整備で820 万円、道路拡幅改良事業で2,450 万円、橋梁補修で1,450 万円、舗装維持管理で2,110 万円となっております。

3 節住宅債で4,780 万円、公営住宅建設事業債でございます。

同款、同項、5 目教育債で2,410 万円でございます。

1 節教育総務債でございまして、中学校の空調で2,240 万円、小学校の空調で170 万円、過疎対策事業でございます。

同款、同項、6 目消防債で6,070 万円でございます。

1 節消防債ということで、辺地対策事業の小型ポンプ付きの自動車の購入で630 万円、これにつきましては、湯船分団への配置を考えております。

あと、公共等事業債ということで、防災拠点庁舎の耐震補強事業で5,440 万円でございます。

同款、同項、8 目臨時財政対策債で1 億30 万円でございます。

以上が歳入の内訳でございます。

25 ページから歳出となります。

まず、１款議会費、１項議会費、１目議会費で５,２８７万５,０００円でございます。

主なものは、人件費でございます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費でございますけれども、主なものにつきましては、人件費と、おめくりいただきまして、２８ページの１１節需用費で１,１７７万８,０００円を計上しております。光熱水費で７６４万６,０００円となっております。

それと、次のページでございます。

１３節委託料として４,３２３万５,０００円を計上しております。工事施工監理委託料、これは庁舎の一般改修分でございます。これが５１９万４,０００円でございます。あと、例規集の編集委託料で６６４万２,０００円、電算ネットワーク保守委託で６４８万５,０００円、電算システムサポート委託料で７７８万６,０００円でございます。あと、電算の関係でございますけれども、仮想化基盤更新業務委託料で５６７万４,０００円を上げておるところでございます。

次、３１ページ、３２ページでございます。

１５節工事請負費でございますして、２億２,４９２万９,０００円でございます。そのうち庁舎の改修工事で２億円、あと、議会の音響設備の改修で２,２９２万９,０００円を見込んでおります。

１８節備品購入費でございます。１,２８３万円、そのうち総合行政情報ネットワーク機器として９３０万８,０００円を計上しております。

それと、１９節負担金補助及び交付金で２,１９２万２,０００円でございます。主なものとして、相楽東部広域連合負担金で１,８５９万９,０００円を計上しております。

同款、同項、２目企画費でございます。１,９７７万５,０００円を計上しております。

7 節賃金で 3 9 8 万 4 , 0 0 0 円でございます。これにつきましては、地域おこし協力隊の賃金ということで、3 名分を計上しておるところです。

次のページをお願い申し上げます。

1 9 節負担金補助及び交付金で 9 0 0 万 6 , 0 0 0 円でございます。そのうち和東町地域力推進協議会の負担金として 7 6 3 万 3 , 0 0 0 円を計上しております。

同款、同項、3 目文書広報費でございます。1 , 4 5 6 万 4 , 0 0 0 円でございます。

主なものは、人件費と 1 3 節委託料で 3 1 6 万 2 , 0 0 0 円、これの内訳につきましては、次ページ、3 5 ページ、3 6 ページでございまして、茶源郷行政情報配信機器の設定等の業務委託料で 1 9 0 万 8 , 0 0 0 円でございます。

あと、1 4 節使用料及び賃借料で 2 9 2 万 2 , 0 0 0 円、これにつきましては茶源郷行政情報配信システムのサーバーの使用料でございます。

同款、同項、4 目活性化対策費で 1 , 2 9 5 万 1 , 0 0 0 円でございます。

主なものにつきましては、1 1 節需用費で 4 4 8 万円、そのうち光熱水費で 3 8 8 万 6 , 0 0 0 円。

1 3 節委託料で 7 3 7 万 7 , 0 0 0 円でございます。運動公園の美化事業の委託料で 4 0 0 万円、町産品の開発委託料で 2 2 6 万 8 , 0 0 0 円を計上しております。

次、3 7 ページ、3 8 ページでございます。

同款、同項、7 目財産管理費で 9 8 1 万 5 , 0 0 0 円を計上しております。

主なものにつきましては、1 3 節委託料で 5 4 6 万 1 , 0 0 0 円、そのうち公共施設等総合管理計画作成業務委託料で 5 1 9 万 5 , 0 0 0 円を計上しております。

おめくりいただきまして、3 9 ページ、4 0 ページでございます。

同款、同項、1 2 目交通対策費で 2 , 6 4 3 万 8 , 0 0 0 円を計上しております。

主なものにつきましては、1 9 節負担金補助及び交付金で 2 , 6 2 6 万 3 , 0 0 0 円、路線バスの運行維持補助金で 2 , 6 1 2 万 6 , 0 0 0 円を計上しておるところでございます。

２款総務費、２項徴税費、１目税務総務費でございます。

主なものは、人件費と１９節負担金補助及び交付金で５２８万７,０００円でございます。そのうち京都地方税機構負担金分として５１６万４,０００円を計上しております。

おめくりいただきまして、２款総務費、３項戸籍住民登録費、１目戸籍住民登録費につきまして、主なものにつきましては、人件費でございます。

おめくりいただきまして、４３ページ、４４ページでございます。

２款総務費、４項選挙費、５目参議院議員選挙費で６５９万８,０００円を見込んでおります。

今年度７月で任期満了を迎える参議院議員選挙の執行経費でございます。

同款、同項、５４目湯船財産区管理会の選挙費で１００万円でございます。

湯船財産区管理会の委員につきましても１０月に任期満了を迎えるということで、それに係る選挙の経費でございます。

次、飛ばさせていただきまして、４７ページ、４８ページをよろしくお願い申し上げます。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費でございます。

主なものにつきましては、人件費と次のページをお願い申し上げます。１３節委託料で５９４万２,０００円、そのうち地域福祉計画策定委託料で２２８万４,０００円を計上しております。

それと、１９節負担金補助及び交付金で２,４４５万５,０００円、そのうち社協職員の設置補助金で１,６９９万５,０００円を計上しておるところでございます。

次のページでございます。

同款、同項、２目国民年金事務費については８４３万１,０００円。

主なものは人件費でございます。

続きまして、同款、同項、３目老人福祉費で１億９,２４９万８,０００円を計上し

ておるというところでございます。

主なものは１９節負担金補助及び交付金で６，３４４万３，０００円、そのうち後期高齢者療養給付費負担金で５，７７７万２，０００円、山城病院組合介護老人保健施設事業分として４３７万９，０００円。

２０節扶助費で１，１４７万３，０００円でございます。そのうち老人医療で９６０万円。

２８節繰出金で１億８７７万円でございます。介護保険事業勘定繰出金で８，１５０万６，０００円、介護保険サービス勘定繰出金で３６２万円、後期高齢者医療特別会計繰出金で２，３６４万４，０００円となっております。

○委員長（竹内きみ代君）

説明の途中ですが、ただいまから午前１０時４５分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時３２分～午前１０時４５分）

○委員長（竹内きみ代君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、引き続きご説明申し上げます。

５５ページ、５６ページでございます。

３款民生費、１項社会福祉費、６目人権ふれあいセンター費で６，０６１万７，０００円でございます。

主なものは、人件費でございます。

それと、次のページでございます。１５節工事請負費で２，９４５万円、人権ふれあいセンターの耐震補強で９３１万円、人権ふれあいセンターの一般改修工事で２，０１４万円を計上しております。

おめくりいただきまして、５９ページ、６０ページでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 2 目居宅支援費でございます。1,176 万 3,000 円、これにつきましては、人件費が主なものでございます。

次のページでございます。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費で 7,277 万 2,000 円でございます。

主なものは、人件費と 2 0 節扶助費 5,544 万円、そのうちの児童手当で 4,254 万円でございます。残りが福祉医療関係となっております。

次のページでございます。

同款、同項、3 目保育所費で 1 億 1,006 万 4,000 円でございます。

主なものは、人件費と 1 1 節需用費 1,515 万 2,000 円、そのうちの賄い材料費として 832 万 7,000 円を計上しております。

それと、1 3 節委託料で 846 万円、これにつきましては、和東保育園耐震補強及び改修工事設計業務委託料として 644 万 3,000 円を計上しております。

ちょっと飛ばさせていただきまして、67 ページ、68 ページをよろしく願います。

同款、同項、6 目子育て支援事業費ということで 1,599 万 4,000 円でございます。

主なものは、人件費となっております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費で 6,321 万 2,000 円。

主なものは、人件費と次のページでございます。1 9 節負担金補助及び交付金で 3,507 万 4,000 円。そのうちの山城病院組合への負担金として 3,307 万 9,000 円を計上しております。

それと、2 8 節繰出金で 1,800 万円、これは国保の直診勘定への繰出金でございます。

同款、同項、2 目予防費で 1,938 万 9,000 円でございます。

主なものが１３節委託料で１，７１７万７，０００円、がん検診等の委託料で７８０万円、予防接種等の委託料で９３６万７，０００円を計上しております。

次のページでございます。

同款、同項、４目環境衛生費でございます。１億７，５７１万円。

主なものにつきましては、２８節繰出金で１億７，３２６万円を計上しております。そのうち下水道事業特別会計への繰出金で１億２，１７４万円、簡易水道事業特別会計繰出金で５，１５２万円を計上しております。

同款、同項、５目共同浴場費で１，２９４万６，０００円でございます。

主なものは、７節賃金４７３万４，０００円、それと１１節需用費として７５０万５，０００円でございます。燃料費で３３２万５，０００円、光熱水費で３６３万円を計上しております。

次のページでございます。

４款衛生費、２項清掃費、１目じん芥処理費で１億１，４２１万１，０００円を計上しております。

そのうち１９節負担金補助及び交付金で１億１，２５５万９，０００円を計上しております。

これにつきましては、相楽東部広域連合への負担金となっております。

同款、同項、２目し尿処理費で４，２４４万１，０００円でございます。

１９節負担金補助及び交付金で４，２１８万円、そのうち相楽郡広域事務組合への分担金が２，６９９万円、同じく、広域事務組合への負担金のし尿券分として１，１２０万３，０００円を計上しております。

次のページでございます、７５ページ、７６ページ。

５款農林業費、１項農業費、２目農業総務費で３，７４５万９，０００円でございます。

これにつきましては、人件費が主なものでございます。

同款、同項、３目農業振興費で１，８５４万６，０００円でございます。

１９節負担金補助及び交付金で１，７０８万３，０００円計上しておるところでございます。

内訳といたしまして、次のページでございます。

中山間地域等直接支払補助金で４４２万４，０００円、青年就農給付金給付事業負担金で９００万円を計上しております。

同款、同項、４目茶業振興費で１，３０７万９，０００円でございます。

主なものが、１９節負担金補助及び交付金で１，２５６万９，０００円、そのうち出品茶推進委員会補助金で２００万円、共同製茶等省力化推進事業補助金で４８７万９，０００円、宇治茶生産景観継承支援事業補助金で２２５万円を計上しております。

次のページでございます。

５款農林業費、２項林業費、１目林業総務費で７６４万７，０００円を計上しております。

主なものは、人件費でございます。

同款、同項、２目林業振興費で１，０７５万１，０００円を計上しております。

そのうち１３節委託料で８５９万１，０００円を計上しております。

その内訳につきましては、次のページでございます。

松くい虫防除委託料で１８２万円、松くい虫の防除委託料で１８２万円、有害鳥獣の捕獲委託で１０７万円、湯船森林公園使用料等の徴収事務業務の委託料で１５０万円、マウンテンバイクコースメンテナンス委託料で１１３万２，０００円となっております。

６款商工費、１項商工費、１目商工振興費で１，９１７万円でございます。

そのうち１９節負担金補助及び交付金で１，９０６万円を計上しております。

内訳といたしまして、商工会への助成金が５００万円、和束町雇用促進協議会の事務費の負担金で１，０７７万９，０００円、あと、茶源郷まごころサポート事業補助金

ということで、買い物支援に係る商工会への補助金で136万円を計上しております。

同款、同項、2目観光費で834万6,000円でございます。

主なものが、13節委託料で636万4,000円でございます。

内訳といたしまして、観光振興事業委託料で464万円、マウンテンバイクの推進事業委託料で172万4,000円となっております。

次のページでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費で4,258万8,000円でございます。

主なものは、人件費でございます。

次のページをお願い申し上げます。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費で1億8,012万5,000円でございます。

主なものといたしまして、13節委託料で3,508万円でございます。そのうち橋りょう点検調査業務委託料で2,700万円、橋梁補修設計業務委託料で700万円でございます。

それと、15節工事請負費として1億2,970万円でございます。主な工事につきましては、町道舗装工事、山口線の改良拡幅工事等でございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては1,400万円でございます。これにつきましては、門前橋、あと山口線の改良拡幅に係ります水道、関電、NTTへの補償というものでございます。

次のページをお願い申し上げます。

7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費でございます。1,014万2,000円。

これにつきまして主なものは、人件費でございます。

同款、同項、2目住宅建替事業費で8,761万7,000円でございます。

15節工事請負費として7,921万5,000円、これにつきましては、第3中西

団地の建てかえ分でございます。

22節補償補填及び賠償金で400万円を計上しております。

次のページをお願い申し上げます。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費で1億5,329万1,000円でございます。

そのうち19節負担金補助及び交付金で1億5,328万1,000円、相楽中部消防組合への負担金でございます。

同款、同項、2目非常備消防費で3,229万7,000円でございます。

主なものが1節報酬で524万6,000円、そのうち消防団員の報酬が520万円。

8節報償費ということで608万8,000円。その内訳として、退職報償金で595万円を計上しております。

それと、18節備品購入費で668万4,000円でございます。小型動力ポンプ付き積載車の分について634万9,000円。先ほど申し上げましたように、湯船分団への配備を考えておるところでございます。

それと、19節負担金補助及び交付金で862万5,000円、公務災害補償等共済掛金が584万円、消防団運営経費補助金で262万6,000円となっております。

次のページをよろしくお願い申し上げます。

同款、同項、5目災害対策費で1億1,459万9,000円を計上しております。

主なものが、13節委託料で1,126万1,000円、そのうち庁舎の耐震工事設計監理委託料で364万9,000円、あと、防災行政無線の保守委託料750万6,000円でございます。

それと、15節工事請負費で1億円。これにつきましては、庁舎の耐震補強工事分でございます。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費で1 億7,904 万7,000 円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合への負担金でございます。

次のページをお願い申し上げます。

1 1 款公債費、1 項公債費、1 目元金で4 億1,740 万1,000 円でございます。

2 3 節償還金利子及び割引料でございまして、町債の償還元金で3 億3,333 万9,000 円、繰上償還の元金で8,406 万2,000 円を計上しております。

同款、同項、2 目利子として3,184 万7,000 円でございます。

2 3 節償還金利子及び割引料として、町債の償還利子が3,084 万7,000 円、一時借入金の利子として100 万円を計上しております。

以上が、事項別明細のご説明でございます。

次のページ以降、給与費の明細をつけさせていただいております。お目通しいただきたいと思います。

それと、98 ページでございます。

債務負担行為で、平成29 年度以降にわたるものについての平成27 年度末までの支出額、または支出額の見込み及び平成28 年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項といたしまして、戸籍電子化業務委託ということで6,130 万6,000 円の限度額でございます。

27 年度末までの支出見込額でございますけれども、期間が平成25 年度から平成27 年度までで1,234 万円でございます。平成28 年度以降の支出予定額でございますけれども、期間として、平成28 年度から平成31 年度まで4,896 万6,000 円となっております。その財源内訳につきましては、全額一般財源となっております。

最終のページ、９９ページをお願い申し上げます。

町債の平成２６年度末における現在高並びに平成２７年度末及び平成２８年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分といたしまして、１の普通債で平成２６年度末現在高が１８億７,８７９万５,０００円、２７年度末現在高見込額が２１億３,５３６万２,０００円でございます。２８年度中の増減の見込みでございますけれども、２８年度中の起債見込額が４億１,１３０万円、償還見込額につきまして２億４,４２７万８,０００円でございます。２８年度末現在高見込額で２３億２,３８万４,０００円となっております。

区分の２といたしまして、災害復旧債でございます。２６年度末現在高が１億２,００７万７,０００円、２７年度末現在高見込額が１億１,９７２万５,０００円、２８年度中の起債が２４０万円、２８年度中の償還が９８７万９,０００円、２８年度末現在高見込額が１億１,２２４万６,０００円となっております。

その他、減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債等でございますけれども、２６年度末現在高が１４億６,７９８万２,０００円、２７年度末現在高見込額が１３億８,４８５万３,０００円、２８年度中の起債額が１億３０万円、償還額が１億６,３２４万４,０００円、２８年度末現在高見込額が１３億２,１９０万９,０００円となっております。

合計といたしまして、２６年度末現在高が３４億６,６８５万４,０００円、２７年度末現在高見込額が３６億３,９９４万円、２８年度中の見込みとして起債の見込みが５億１,４００万円、償還の見込みが４億１,７４０万１,０００円、２８年度末現在高見込額が３７億３,６５３万９,０００円となっております。

以上が、一般会計に係る議案のご説明でございます。

引き続きまして、議案第２号でございます。議案書のほうをよろしく申し上げます。

議案第２号

平成２８年度和束町湯船財産区特別会計予算

平成２８年度和束町湯船財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８８８万円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

平成２８年３月１１日提出

和束町長 堀 忠 雄

次のページ、第１表の歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

１ 款財産収入、１万９,０００円。

３ 款繰入金、７８１万１,０００円。

４ 款繰越金、５０万円。

５ 款諸収入、５５万円。

歳入合計、８８８万円でございます。

歳出でございます。

１ 款管理会費、８７万２,０００円。

２ 款総務費、７８０万８,０００円。

４ 款予備費、２０万円。

歳出合計は、同額の８８８万円でございます。

資料Ｎｏ．２、和束町湯船財産区特別会計予算の予算に関する説明書をお願い申し上げます。

総括は省略させていただきまして、５ページ、６ページでございます。

２ の歳入でございます。

３ 款繰入金、１ 項基金繰入金、１ 目財政調整基金繰入金で７８１万１,０００円。

４ 款繰越金、１ 項繰越金、１ 目繰越金で５０万円。

5 款諸収入、2 項雑入、1 雑入で 5 4 万 9, 0 0 0 円となっております。

7 ページ、8 ページが歳出でございます。

1 款管理会費、1 項管理会費、1 目管理会費で 8 7 万 2, 0 0 0 円でございます。

1 節報酬として 4 5 万 6, 0 0 0 円、管理会委員の報酬でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目委員会管理費で 5 7 6 万 5, 0 0 0 円でございます。

主なものは、人件費でございます。

同款、同項、2 目財産管理費で 1 0 4 万 3, 0 0 0 円でございます。

そのうち 7 節賃金で 3 7 万 5, 0 0 0 円、山林の保育賃金でございます。

1 3 節委託料で 4 0 万 9, 0 0 0 円、山林保育の委託料でございます。

それと、同款、同項、3 節諸費として 1 0 0 万円でございます。

2 8 款繰出金で 1 0 0 万円、これにつきましては、湯船財産区管理会委員選挙の繰出金分でございます。

1 1 ページ以降に給与費の明細をつけさせていただいております。また、お目通し
いただきたいと思っております。

私からのご説明は以上でございます。

あとの特別会計につきましては、各所管課長からご説明申し上げますので、よろしく
お願い申し上げます。

○委員長（竹内きみ代君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

それでは、私からは、議案第 3 号の説明を申し上げます。

議案第 3 号

平成 2 8 年度和束町国民健康保険特別会計予算

平成 2 8 年度和束町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,820万円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、1億1,000万円と定める。

2 事業勘定及び直営診療勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定及び直営診療施設勘定それぞれ5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月11日提出

和束町長 堀 忠 雄

次のページをお願いします。

それでは、第1表 歳入歳出予算の歳入から読み上げさせていただきます。

1 款国民健康保険税、1億4,978万3,000円。

2 款使用料及び手数料、10万円。

3 款国庫支出金、1億9,079万1,000円。

4 款療養給付費交付金、820万1,000円。

5 款前期高齢者交付金、2億4,564万7,000円。

6 款府支出金、6,135万1,000円。

7 款共同事業交付金、2億295万2,000円。

8 款財産収入、2,000円。

9 款繰入金、5,926万8,000円。

10 款繰越金、1,000円。

11 款諸収入、10万4,000円。

歳入合計は9億1,820万円でございます。

続きまして、次のページ、2. 歳出でございます。

1 款総務費、315万2,000円。

2 款保険給付費、5億7,319万円。

3 款後期高齢者支援金等、9,213万7,000円。

4 款前期高齢者給付金等、9万円。

5 款老人保健拠出金、7,000円。

6 款介護納付金、3,776万2,000円。

7 款共同事業拠出金、1億9,227万8,000円。

8 款保健施設費、1,013万1,000円。

9 款公債費、405万円。

10 款諸支出金、40万3,000円。

11 款予備費、500万円。

歳出合計、9億1,820万円でございます。

続きまして、予算に関する資料の資料No.3により説明させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いしたいと思います。

まず、2. 歳入について、主なもののみ説明させていただきます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 億4,421万6,000円です。

内容といたしましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金のそれぞれの現年課税分と滞納繰越分でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税556万7,000円。

この内容につきましても、医療給付費と後期高齢者支援分、介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分でございます。

続きまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金1億3,450万1,000円。

内訳といたしましては、療養給付分で9,300万円、介護納付金負担金で1,200万円、後期高齢者医療費支援金負担金で2,950万円となっております。

同款、同項の2目高額療養費共同事業負担金629万円、それと、4目特定健康診査等負担金100万円でございます。

続きまして、同款、2項国庫補助金、1目財政調整交付金で4,900万円を計上しております。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金が820万1,000円でございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いします。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金で2億4,564万7,000円を計上しております。

6款府支出金、1項府負担金、1目高額医療費共同事業負担金629万円でございます。

これにつきましては、現年度分となります。

同じく、2目特定健康診査等負担金100万円。

6款府支出金、2項府補助金、2目財政調整交付金で5,406万1,000円の計上でございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金3,900万2,000円の計上でございます。

これにつきましては、高額医療費の共同事業の拠出金でございます。

続いて、3目保険財政共同安定化事業交付金1億6,395万円の計上でございま

す。

続きまして、9 款繰入金、2 項一般会計繰入金、1 目保険基盤安定繰入金 4,092 万 8,000 円、それと 4 目財政安定化支援事業繰入金 1,180 万円の計上でございます。

以上が、歳入の主な内容となります。

続いて、11、12 ページをお願いします。

3. 歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 127 万 9,000 円。

主な内容といたしましては、役務費で国保の共同電算処理手数料として 73 万 2,000 円と 13 節委託料、国保事務に係るパソコン保守料 21 万 6,000 円となっております。

同款、同項、2 目連合会負担金 111 万 1,000 円。

これにつきましては、国保連合会保険者ネットワークシステム機器費でございます。それと、国保連合会の負担金 48 万 1,000 円となっております。

続いて、13、14 ページをお願いします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 4 億 7,919 万円、同じく、2 目退職被保険者等療養給付費 1,500 万円、3 目一般被保険者療養給付費 422 万円を計上しています。

続きまして、同款、2 項高額療養費、1 目一般管理費高額療養費 6,317 万 6,000 円、それと 2 目退職被保険者等高額療養費で 535 万円の計上をしております。

同款、4 項葬祭諸費、1 目葬祭費で 50 万円を計上しております。

続きまして、15、16 ページをお願いします。

2 款保険給付費、6 項出産育児諸費でございます。1 目出産育児一時金として 336 万円の計上です。

それと、3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援

金で9,212万7,000円を計上しております。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金で3,776万2,000円の計上でございます。

続きまして、17、18ページをお願いします。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額療養費共同事業医療費拠出金2,516万1,000円を計上しております。

5目保険財政共同安定化事業の拠出金1億6,708万8,000円の計上でございます。

それと、8款保健施設費、1項保健施設費、1目疾病予防費として579万4,000円を計上しております。

主な内容といたしましては、13節委託料、人間ドック検査委託料でございます。

それと、8款保健施設費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費433万7,000円を計上しております。

これにつきましては、13節委託料、特定健診の委託料でございます。

次のページをお願いします。

11款予備費、1項予備費、11目予備費として500万円の計上でございます。

以上が、歳出の主な内容でございます。

それと、最後のページに町債の平成26年度末における現在高並びに平成27年度末及び平成28年度末における現在高の見込みに関する調書をつけさせていただいております。

区分といたしましては、国民健康保険広域化等支援事業、平成26年度末の現在高が1,600万円、平成27年度末現在高見込額が1,200万円、平成28年度中上限見込みですけれども、平成28年度中の起債見込額はゼロでございます。また、償還見込額につきましては400万円、平成28年度末の現在高見込額は800万円となっております。

以上が、２８年度の国民健康保険予算の概要でございます。

なお、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長より説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

○委員長（竹内きみ代君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

それでは、私のほうからは、議案第３号、平成２８年度の和束町国民健康保険特別会計予算（直営診療施設勘定）につきましてご説明申し上げます。

なお、議案の内容につきましては、さきに税住民課長が説明されましたので、省略させていただきます。

議案書の３枚目でございます。よろしく申し上げます。

第１表 歳入歳出予算。

１．歳入。

款、金額の順に朗読させていただきます。

１款診療収入、８,３２０万円。

２款使用料及び手数料、３９万２,０００円。

５款繰越金、３０万円。

６款繰入金、１,８００万円。

７款財産収入、１,０００円。

８款諸収入、８１０万７,０００円。

歳入合計、１億１,０００万円。

２．歳出でございます。

１款総務費、６,３１８万１,０００円。

２款医業費、４,６６０万６,０００円。

3 款公債費、1 万 3,000 円。

5 款予備費、20 万円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書について、No. 3 の直営診療所の関係でございます。

5 ページ、6 ページをよろしく申し上げます。

主なもののみ説明させていただきます。

2. 歳入。

1 款診療収入、2 項外来収入、1 目国民健康保険診療収入 1,980 万円です。

2 目社会保険診療収入につきましては 840 万円、4 目一部負担金収入 1,160 万円、7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入につきましては 4,080 万円でございます。

続きまして、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金としまして 1,800 万円を計上させていただいております。

それと、8 款諸収入、2 項受託収入、1 目検診等受託収入でございます。785 万円計上させていただいております。

歳入については、主なものは以上です。

歳出につきまして、次のページでございます。7 ページ、8 ページでございます。

3. 歳出。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費 6,297 万 4,000 円。

主なものとしましては、人件費等、そして需用費、13 節委託料でございます。397 万 1,000 円、このうちの診療所医師派遣業務委託料としまして 208 万 8,000 円。これにつきましては、京都山城総合医療センターからの医師派遣の費用として計上させていただいております。

めくっていただきまして、2 款医業費、1 項医業費、2 目医療用消耗器材費、これ

につきましては14節使用料及び賃借料としまして470万6,000円ということで計上させていただいています。

それと、3目医薬品衛生材料費、これは3,730万円、医薬品の材料費でございます。

以上が、歳出でございます。

11から13ページにつきましては、職員の給与費明細等載せておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（竹内きみ代君）

説明の途中ですが、ただいまから1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時30分～午後1時30分）

○委員長（竹内きみ代君）

休憩前に引き続き説明を続けます。

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

それでは、私からは、議案第4号及び第5号の説明を申し上げます。

まず、議案第4号でございます。

議案第4号

平成28年度和束町簡易水道事業特別会計予算

平成28年度和束町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,494万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成28年3月11日提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、金額でございます。

1 款使用料及び手数料、7,849万5,000円。

2 款分担金及び負担金、1,121万8,000円。

3 款国庫支出金、1億110万円。

5 款繰入金、5,152万円。

6 款繰越金、100万円。

7 款諸収入、200万7,000円。

8 款町債、2億2,960万円。

歳入合計、4億7,494万円。

次に、右側でございます。

2. 歳出。

1 款総務費、5,035万2,000円。

2 款施設費、3億3,791万6,000円。

3 款公債費、8,617万2,000円。

4 款予備費、50万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

1枚めくっていただきまして、第2表 地方債でございます。

起債の目的は水道施設整備事業、限度額は2億2,960万円、起債の方法は証書借入又は証券発行。利率は年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ

る。

次に、資料No.4、予算に関する説明書でご説明いたします。

総括につきましては先ほどご説明いたしましたので、省略させていただきます、5ページをお開きください。

2. 歳入。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料7,843万9,000円。

1節ですが、現年度分が7,743万9,000円、2節で過年度分が100万円でございます。

次に、2款分担金及び負担金、1項分担金、1目施設費分担金1,121万8,000円。

1節施設費分担金でございます。この中で工事費分担金現年度分が1,050万円含まれております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目施設費国庫補助金1億110万円。

これは1節で生活基盤施設耐震化等交付金を国のほうから受けることになっております。

次に、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金5,152万円でございます。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入 2 0 0 万 5 , 0 0 0 円。

これは 1 節雑入で消費税の還付金を 2 0 0 万円見込んでおります。

次、めくっていただきまして、8 款町債、1 項町債、1 目施設債 2 億 2 , 9 6 0 万円。

1 節施設債でございます。水道施設整備事業債でございます。

1 枚めくっていただきまして、3 . 歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 5 , 0 3 5 万 2 , 0 0 0 円。

主に人件費ですが、1 1 節需用費で 1 , 6 8 1 万 3 , 0 0 0 円。内訳といたしましては、光熱水費が 6 1 8 万 5 , 0 0 0 円、修繕費が 8 2 4 万 5 , 0 0 0 円、滅菌等の医薬材料費が 1 7 7 万円でございます。

それから、1 2 節役務費が 4 6 6 万 3 , 0 0 0 円、通信運搬費ということで 1 4 4 万 6 , 0 0 0 円でございます。また、水道施設の保険料が 2 6 7 万 8 , 0 0 0 円です。

1 3 節委託料で 8 5 4 万 9 , 0 0 0 円。主なものといたしましては、水質検査委託料が 2 4 9 万 4 , 0 0 0 円、水道検針業務委託料が 9 0 万 6 , 0 0 0 円、水道メーターの交換業務委託ということで、計量法によるところの交換業務の委託料は 1 5 1 万 4 , 0 0 0 円でございます。

次めくっていただきまして、2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費で 3 億 3 , 7 9 1 万 6 , 0 0 0 円でございます。

1 3 節委託料で 3 , 6 2 0 万円、これは統合簡易水道整備工事設計委託料でございます。

次に、1 5 節工事請負費、これが 3 億 1 5 0 万円で、町道山口線拡幅改良工事に伴う水道管布設替工事が 6 5 0 万円、町営住宅建替工事に伴う水道布設替工事が 4 0 0 万円、統合簡易水道整備工事で 2 億 9 , 1 0 0 万円でございます。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金ということで 6 , 4 6 2 万 5 , 0 0 0 円。

これは 2 3 節償還金利子及び割引料でございます。その中で償還金分でございます。

2 目利子 2, 1 5 4 万 7, 0 0 0 円。

これは 2 3 節償還金利子及び割引料の 2, 1 5 4 万 7, 0 0 0 円、利子及び割引料で 2, 1 4 4 万 7, 0 0 0 円でございます。

1 3 ページから 1 5 ページは給与に関する内容でございますので、後ほどお目通しおきください。

1 6 ページをお開きください。

町債の平成 2 6 年度末における現在高並びに平成 2 7 年度末及び平成 2 8 年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分、簡易水道整備事業債、平成 2 6 年度末現在高が 1 1 億 9, 9 9 6 万 6, 0 0 0 円、平成 2 7 年度末現在高見込額が 1 1 億 8, 0 4 8 万 2, 0 0 0 円、平成 2 8 年度中増減見込みといたしまして、起債見込額が 2 億 2, 9 6 0 万円、元金償還見込額が 6, 4 6 2 万 5, 0 0 0 円、それと、平成 2 8 年度末現在高見込額が 1 3 億 4, 5 4 5 万 7, 0 0 0 円でございます。

以上でございます。

次に、議案書の第 5 号でございます。

議案第 5 号

平成 2 8 年度和束町下水道事業特別会計予算

平成 2 8 年度和束町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 9, 8 8 4 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」に

よる。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成28年3月11日提出

和束町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算。

1、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、110万円。

2 款使用料及び手数料、2,889万7,000円。

5 款繰入金、1億2,174万円。

6 款繰越金、200万円。

7 款諸収入、80万3,000円。

8 款町債、4,430万円。

歳入合計は、1億9,884万円でございます。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1,476万5,000円。

2 款管理費、3,123万7,000円。

4 款公債費、1億5,233万8,000円。

5 款予備費、50万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

1 枚めくっていただきまして、第2表 地方債。

起債の目的、下水道事業。限度額、4,430万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し

後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということでございます。

次に、資料No.5、予算に関する説明書をお願いいたします。

総括につきましては、先ほどご説明いたしておりますので、省略させていただきます。5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目下水道分担金 1 1 0 万円。

2 節公共污水ます等設置分担金ということで新規分等をみております。1 0 0 万円でございます。

それから、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料 2, 8 8 3 万 6, 0 0 0 円。

1 節下水道使用料現年度分が 2, 8 6 3 万 6, 0 0 0 円、2 節下水道使用料過年度分で 2 0 万円でございます。

次に、5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 億 2, 1 7 4 万円。

1 節で一般会計からの繰入金でございます。

次に、めくっていただきまして 7 ページ、8 款町債、1 項町債、1 目下水道事業債で 4, 4 3 0 万円。

1 節特定環境保全公共下水道事業債でございます。

次、めくっていただきまして、3. 歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1, 4 7 6 万 5, 0 0 0 円。

主に人件費でございます。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費 2, 5 7 0 万 6, 0 0 0 で、1 1 節需用費で 4 7 2 万 2, 0 0 0 円、光熱水費が 3 6 7 万 2, 0 0 0 円、修繕費が 1 0 0 万

円、それから 1 3 節委託料 2,070 万 8,000 円、処理場の運転管理等委託料が 1,458 万円、汚泥処理運搬委託料が 561 万 8,000 円でございます。

次に、2 目管渠管理費 553 万 1,000 円、1 1 節需用費で 288 万 6,000 円、光熱水費が 232 万円でございます。

次に、めくっていただきまして、4 款公債費、1 項公債費、1 目元金で 1 億 1,636 万 3,000 円。

2 3 節償還金利子及び割引料でございます。

次に、2 目利子 3,597 万 5,000 円、2 3 節償還金利子及び割引料で 3,597 万 5,000 円、利子及び割引料でございます。

次に、13 ページから 15 ページは給与に関する内容でございますので、後ほどお目通しください。

16 ページをお開きください。

町債の平成 26 年度末における現在高並びに平成 27 年度末及び平成 28 年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分、下水道事業債。平成 26 年度末現在高が 21 億 2,525 万 4,000 円、平成 27 年度末の現在高見込額が 20 億 1,852 万 3,000 円、28 年度中の増減見込といたしまして起債見込額が 4,430 万円、元金償還見込額が 1 億 1,636 万 3,000 円、平成 28 年度現在高見込額が 19 億 4,646 万円でございます。

以上でございます。ご承認よろしく申し上げます。

○委員長（竹内きみ代君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

続きまして、私のほうからは、議案第 6 号、和束町介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

議案書のほうをお願いいたします。

議案第 6 号

平成 28 年度和束町介護保険特別会計予算

平成 28 年度和束町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 8,430 万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 620 万円と定める。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による保険事業勘定の一時借入金の借入れの最高額は、6,000 万円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 28 年 3 月 11 日提出

和束町長 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、まず保険事業勘定の第 1 表 歳入歳出予算でございます。

款、金額の順に説明申し上げます。

歳入。

1 款保険料、1 億 1,145 万円。

2 款使用料及び手数料、1,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 4,371 万 3,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 5,632 万 8,000 円。

5 款府支出金、8,829 万 4,000 円。

6 款財産収入、1,000 円。

7 款繰入金、8,450 万 7,000 円。

8 款諸収入、5,000 円。

9 款繰越金、1,000 円。

歳入合計 5 億 8,430 万円でございます。

右のページ、歳出でございます。

1 款総務費、865 万円。

2 款保険給付費、5 億 5,412 万 4,000 円。

4 款地域支援事業費、2,062 万 5,000 円。

5 款基金積立金、1,000 円。

6 款公債費、5 万 1,000 円。

7 款諸支出金、72 万円。

8 款予備費、12 万 9,000 円。

歳出合計、歳入合計と同額の 5 億 8,430 万円でございます。

1 枚めくっていただきまして、続きまして、サービス事業勘定の歳入歳出予算でございます。

歳入。

1 款サービス収入、258 万円。

2 款繰入金、362 万円。

歳入合計 6 2 0 万円。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、5 4 0 万 9 , 0 0 0 円。

2 款事業費、6 9 万 7 , 0 0 0 円。

3 款予備費、9 万 4 , 0 0 0 円。

歳出合計につきましても、歳入合計と同額の 6 2 0 万円でございます。

1 枚めくっていただきまして、第 2 表 債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順に説明申し上げます。

介護保険事業計画策定委託、期間につきましては平成 2 8 年度から平成 2 9 年度まで、限度額 2 8 0 万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書 N o . 6 、平成 2 8 年度和束町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）のほうを説明させていただきます。

なお、主な事項について説明させていただきたいと思います。

総括につきましては省略させていただきまして、5 ページ、6 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 1 億 1 , 1 4 5 万円。

1 節現年度分特別徴収保険料が 1 億 5 0 8 万 2 , 0 0 0 円、2 節現年度分普通徴収保険料が 6 1 1 万 8 , 0 0 0 円でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料は 1 , 0 0 0 円でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 9 , 6 4 2 万 2 , 0 0 0 円。

1 節現年度分 9 , 6 4 2 万 2 , 0 0 0 円でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金 4 , 0 0 2 万 4 , 0 0 0 円。

これにつきましても、1 節現年度分調整交付金でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 1 億 5 , 4 8 1

万4,000円。

1節現年度分介護給付費交付金でございます。

5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金8,467万2,000円。

1節現年度分介護給付費負担金でございます。

めくっていただきまして、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入6,911万2,000円。

主なものとしまして、1節介護給付費繰入金6,911万2,000円でございます。

4目その他一般会計費繰入金877万2,000円。

1節事務費等繰入金でございます。

めくっていただきまして、続きまして、9ページ、10ページ。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費369万2,000円でございます。

主なものとしまして、13節委託料、第8次高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険料計画策定に係ります委託料として200万円計上させていただいております。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査等費258万4,000円でございます。

主なものとしましては、12節役務費、手数料で認定調査支払手数料が154万5,000円でございます。

2目認定審査会委託負担金212万円。

これにつきましては、19節負担金補助及び交付金、介護認定審査会に係る負担金212万円でございます。

めくっていただきまして、11ページ、12ページでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費1億8,290万円。

19節負担金補助及び交付金としまして、居宅介護サービス給付費に係る負担金で

ございます。

5 目施設介護サービス給付費 2 億 6,600 万円。

1 9 節負担金補助及び交付金、施設介護サービス給付費に係る負担金 2 億 6,600 万円でございます。

9 目居宅介護サービス計画給付費 1,800 万円。

1 9 節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費負担金でございます。

めくっていただきまして、2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸経費、1 目介護予防サービス給付費 2,000 万円。

1 9 節負担金補助及び交付金、介護予防給付費負担金でございます。

7 目介護予防サービス計画給付費 240 万円。

1 9 節負担金補助及び交付金、介護予防サービス計画給付費負担金でございます。

めくっていただきまして、15 ページ、16 ページ。

2 款保険給付費、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費 1,345 万円。

1 9 節負担金補助及び交付金、高額介護サービス給付費負担金でございます。

2 款保険給付費、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費 4,460 万円。

1 9 節負担金補助及び交付金で、施設入所されている方々の居住費、食費に係る軽減の公費負担分の負担金でございます。

めくっていただきまして、17 ページ、18 ページ。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目二次予防事業費 268 万 4,000 円。

これにつきましては、13 節委託料、ころばん塾に係ります委託料 243 万 9,000 円が主なものでございます。

2 目一次予防事業費 277 万 3,000 円。

これにつきましても、13節委託料、同じく一次予防のころばん塾に係ります委託料が264万3,000円でございます。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント事業費465万3,000円でございます。

主なものとしましては、職員人件費でございます。

2目総合相談事業費724万5,000円。

主なものとしましては、7節賃金、臨時職員賃金2名分の626万6,000円でございます。

めくっていただきまして、19ページ、20ページでございます。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、7目生活支援体制整備事業費240万円。

13節委託料、生活支援コーディネータ配置に係る委託料でございます。240万円です。以上、23ページから25ページにつきましては、給与費明細を載せさせていただいています。後ほどお目通しいただきたいと思います。

続きまして、和東町介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）に係る説明をさせていただきます。

同じく、予算に関する説明書No.6、介護サービス事業勘定をお願いいたします。

総括につきましては省略させていただきまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目居宅支援サービス計画費収入258万円。

1節居宅支援サービス計画費収入258万円でございます。

1款繰入金、2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金362万円。

1節一般会計繰入金でございます。

めくっていただきまして、7 ページ、8 ページ。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 5 4 0 万 9 , 0 0 0 円。

主なものとしまして、職員人件費でございます。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費 6 9 万 7 , 0 0 0 円。

1 3 節委託料、介護予防計画委託料 6 9 万 7 , 0 0 0 円でございます。

9 ページから 1 1 ページ。

同じく、給与費明細を載せさせてもらっておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（竹内きみ代君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

引き続き、議案第 7 号の説明を申し上げます。

議案第 7 号

平成 2 8 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

平成 2 8 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 , 1 5 0 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 2 8 年 3 月 1 1 日提出

和束町長 堀 忠 雄

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

1の歳入からお願いします。

1. 歳入。

1款保険料、3,536万1,000円。

2款使用料及び手数料、1万円。

3款繰入金、2,364万4,000円。

4款繰越金、14万8,000円。

5款諸収入、233万7,000円。

歳入合計につきましては、6,150万円となっております。

続きまして、右のページ、2. 歳出をお願いします。

1款総務費、59万7,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、5,609万6,000円。

3款保健事業費、442万7,000円。

4款諸支出金、20万1,000円。

5款予備費、17万9,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして予算に関する説明書のNo.7、お願いいたしたいと思います。

総括につきましては、同じ内容でございますので、割愛させていただきます。

5ページ、6ページをお願いします。

まず、2. 歳入でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

1款保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料2,186万1,000円。

これにつきましては、現年度分の特別徴収保険料でございます。

2目普通徴収保険料1,350万円。

これにつきましても、現年度分の普通徴収の保険料でございます。

続きまして、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金2,364万4,000円。

これにつきましては、保健基盤の安定繰入金でございます。

それと、5款諸収入、4項雑入、3目雑入211万5,000円となっております。

続きまして、次のページの歳出をお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で43万1,000円となっております。

それと、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金5,609万6,000円となっております。

3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費でございます。442万7,000円の計上でございます。

主な内容といたしましては、人間ドック特定健診の委託料として416万7,000円を計上しているところでございます。

以上が、平成28年度後期高齢者医療特別会計の予算の説明でございます。

よろしくをお願いします。

○委員長（竹内きみ代君）

以上で、各課長による平成28年度予算についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

平成28年度の予算といいますのは、この間、町長等も言われてますように、いわゆる地方創生の本格的な指導ということであるとか、あとまた、第4次総合計画後期基本計画の初年度であるということの中での28年度の予算だというふうに思います。

そこで、この間、提案されておりました第4次総合計画の後期基本計画のいろいろ

と施策の見直し等もあったわけですがけれども、いろんな施策の結果として、5年後の人口というものを、将来人口が4,300人というふうに決められまして、そのうち300人はいわゆるずっと住んではいけないけれども、たまに住んでいるといったら変ですけども、第2定住人口ということで300人というのをカウントされているというふうにこの間、説明を受けました。

そこでちょっとお聞きしたいんですけども、この5年間の施策の中でそういう目標を立てられたわけですが、まず平成28年度の当初の現時点の数としてですね、出発点の人口が何人というふうに位置づけられているのか、それから、今回新しく定義づけられました第2定住人口というものが300人カウントされているわけですけども、現在の今の時点でこの第2定住人口というのは何人おられるのか、どこが出发点になっているのかということをちょっと説明いただきたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

済みません、ただいまのご質問の件でございます。人口のカウントの件についてのご質問であったかと思います。

和東町の人口ビジョンということで、今後の将来の人口が推移しているわけですが、平成27年の人口は既に4,190人ということで見込んでおります。平成27年の国勢調査の人口では3,956人ということで既に下回っているわけですが、この計画時点におきましては、人口がまだ推計速報値が出ておりませんでしたので、スタート時点から既に差の開きが出ているということでは承知しているところでございます。

しかしながら、今後ですね、これ以上の約4,000人としておりますので、4,000人の定住をとということで目標に掲げているということと、もう1点は、300人のカウントでございます。非常にこの300人のカウントにつきましては、どういっ

た内容でカウントするかというのが非常に今後の課題でもございますが、一応、今のところ、現時点で考えておりますのは、第2居住という位置づけで、中期的、定期的、反復的という形で考えております。

中期的と申しますのは、1年のうち1カ月から3カ月程度のある程度の期間滞在される人口を中期的と。こちらにつきましては、和束町で昨年、体験交流センターのほうで援農という形でも入ってこられておりますので、平成27年度につきましては18名の方が入っておられます。それをベースにしていきたいと考えております。

また、定期的、反復的という二地域居住の考え方でございますが、毎月3日以上で、年間を通すと1カ月以上の期間は滞在する場合があります。また1カ月に満たない場合があります。継続して和束町に体験してもらおうという、そういうある一定の期間に長く及ぶという部分を反復的な人口としてとらえるということで今後予定しております。

そうしたところですね、和束町の戦略の中で、農山漁村の体験事業というのが位置づけられております。この事業と、また就労ということで期間も定めた、先ほどの援農の就労の期間、またサテライトオフィスですね、戦略のほうに掲げておりますが、その人口であります。また、地域おこし協力隊、28年度からスタートするわけでございますが、一定基準を定めた中で27年度からスタートという戦略でございますので、スタート時点の今、申し上げる数字としましては、援農の人数が18人が定まっているという、それでしかお答えすることができません。27年度の内容につきましては、ことしの6月をめどにですね、決算が終わりましたら集約させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（竹内きみ代君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今のお話でありますと、全体の人口でいえば約4,200人というところですけど

も、それからあと、いわゆる第2定住人口というのは、現段階でいえば、27年度に受け入れた援農者が18人おられたというのが一つの目安にはなりますけども、この第2定住人口というのが300人というふうに今回組み入れられているわけですけども、今の話でありますと、第4次総合計画のつくられた今の現時点でいいますと、第2定住人口の定義も曖昧ですし、300人というのが今現時点でいいますと大変根拠のない数になっているというように言わざるを得ないと思うんですけども、その辺はそういうことでよろしいですか。

○委員長（竹内きみ代君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問でございますが、4,300人と申しますのは、和東町の第4次総合計画、5年前に策定した段階の4,300人で行っていました。その時点では定住人口ということで位置づけしていたんですけども、今の現状を受けまして4,300人という定住というのは非常に難しいと。しかし、今現時点の計画を考えた場合、この4,300人を維持するというのは非常に困難であるといった議論の中で、4,000人に下げてしまおうかという話も、一応、有識者会議にも出ましたが、それよりも、やはり5年前に第4次総合計画を策定した中で4,300人、これを5,000人であっても構わない。計画に基づいてまちづくりを進めるという中で下げることは、まちづくりに反するという、そういう意見が多く出ましたもので、4,300人にしたという経過がございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

もちろん人口をふやしたいということは私も思っておりますし、結果としてそうな

るようなまちづくりをしていきたいという思いはありますけども、ただ、やはり何でもそうですけども、現実から出発しないと、まちづくりだけじゃないですけどね、いろんなものも含めて、なかなかちゃんとした目標になっていかないという願望というんですか、いわゆるさっき言われたように、下げることはまちづくりを後退方向なんだみたいなね、だから下げることはまかりならんみたいな変な決めつけというか、言うたら、願望ですよ。願望が出発点だと正しい目標になっていかないし、正しい施策になっていかないというのは大変、今、思ったんですね、今の話を聞いていて。

私が聞いているのは、300人という今回の第2定住人口というものを今回つくられたと、基礎概念として。それはこの間の説明では、例えば土日に来られる方とか、そういったことが言われましたけども、さっき言われたような一定の方向性はあるということですけども、ただ、やはり今、計画として300人というのは立てているけれども、今の現時点でいえば、根拠がない数字になっているということでよろしいですかというふうに聞いたんですね。それはだから根拠がないということだと思うんですよ。町長、それでよろしいですか。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ことしから28年度実質創生戦略が始まります。その創生していこうという戦略のもと、人口ビジョンがもとになっております。和東町も人口のあり方をどうしていこうかという計画を挙げてきております。この人口については先ほども話がありますが、いろんな有識者とかいろんな立場の人に議論をいただきながらやっております。

和東町のまちそのものは、いわゆる近畿のど真ん中、また学術研究都市、また滋賀県は非常に工場が多いわけなんですけど、そのまちに接してきております。将来、犬打峠のトンネル化というのを挙げております。そして、これは宇治田原に工業団地もありますけど、城陽市と井手町の境界に工業団地もできます。新名神が走ります。そうし

たときのまちづくりをどうしていくべきかということを抑えていかないと、先ほど根拠のないというやなしに、ある程度根拠を持って示していかないと、まちづくりが、いろんな整備をしていくときにいわゆる基準が立たなくなるわけなんです。

和東町の今の基盤整備、水道もそうなんですけど、下水道もそうなんです。これから、その管一つの直径を決めるのも人口ビジョンに立って決めていく場合があります。

そういったハードもありますが、ソフトでもご存じのように、和東町はお茶を基幹産業としております。この産業は高齢化してきているのも事実です。そして、後継者対策を立てているのも事実です。しかし、今、言われましたように、援農の力をかりるというのも今日的課題として事実です。こういう施策を和東町はとっております。そういう施策をとりやすいビジョンなり考え方をとりました。

今、交流人口とか、そして定住じゃないけども、こうして中期的、また短期的とか繰り返し、こうして入ってきていただく人口も和東町の人口としてカウントすることによって、そして援農対策とか、そういったソフト事業についても、いわゆる和東町の施策として充実させていこうと、こういう方向があります。

今回、皆さんの中でも、条例改正をお願いしておりますのは、体験交流センター一つとっても、そういった方に入ってもらえるような施策になってきております。そうした施策に補助金とか入れていこうとすれば、こういうビジョンを持っていかないとなかなか補助金対象にもならない、こういう思いをありながら、和東町の方角を示しております。

今、こういう人口の扱い方を示しているのは、全部の自治体がこういう方法をとっているとは限りません。大体半々か、ある程度こうしてとってきておりますが、過疎地域とかは、こういう人口を入れながら人口ビジョンを立てております。和東町もその例に習って、こういった人口規模を定めて今やっております。

今、和東町がやって大事なことは、こういうまちづくりを多くの人に知ってもらおうということで、一方では住民との協働と挙げております。今、住民の人が非常に I

ターン、Uターンの方が頑張ってくれています。この頑張ってくれている内容そのものが今度の300人を達成するものだと思っているわけです。

我々はそうした意味で、今、フェイスブックとか新しいところでいろんな紹介をしてもらっているんですが、これを側面から応援していく。いわゆる役場が前へ行くんじゃないしに、町じゃなしにその方たちを支援していく、こういう立場でのまちづくりがこの300人を何とかしていこうという基準になっておりますので、そういう計画の28年度、実質初年度、受けとめて頑張ってみりたいと、このように思っていますので、ちょっと長々となりましたが、ここを岡本委員が質問されたところは、私も非常に大きな転換とさせているところで、まちづくりの大きな特色でもありますので、大事なところでもありますので、ちょっと時間をいただきまして答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長（竹内きみ代君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いろいろ言われることそのものはわかる部分もあるんですけども、ただ、やはり先ほどの答弁からのそういう新しい概念という中で、いろんな取り組みを通じて300人の第2定住人口を5年後には達成したいという思いはわかります。

しかし、先ほどの答弁からいえば、まだこれからある意味、概念の根拠ですね、こういうものが第2定住人口なのかということそのものもまだちゃんとは決まってないというお話でしたから、そういう意味では、やはり根拠がないと言わざるを得ないし、今の現時点でこれから考えるということでは、予算を執行していくという意味では根拠になる数字とは言えないんじゃないかというふうに思わざるを得ないと思うんです。

それとですね、それではもう一つ聞きますけども、先ほど人口が4,200人というところから出発しなくては行けないと。いわゆる第2定住人口も、5年後300人

に向かって、根拠があるかないかは別にしても、やっていかなくちゃいけないということがはっきりしておりますけども、じゃあ、この２８年度としてどこまで持っていこうとしているのかですね、人口をどこまで維持していこう、それから第２定住人口というものを３００人と言っているけども、何人まで持っていこうと、こういうような目標というのははっきりしているのかどうかですね、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

人口をとらえる場合は、やはり住基台帳でとらえる人口、また今もありましたように国調等に本人の調査、本人が上げていく調査、いわゆる住基とか関係なしに生活の実態値としての調査、この二つがあるわけなんです。

住基については毎日動いているわけであります。国調については５年に一度とか、限られた中でやられるようになっております。和東町のまちづくりというのは、先ほどの根拠がないと言い方になりますが、いわゆるこの国調自身も調査をしていただいて、そしてそれを集計された速報値であるわけなんです、これとて本人の申告というたら申告なんであります。

私も今までやってきましたのは、広報等で見えていただきましたらわかりますように、住基を基準に置いて一応まちづくりをしてきております。当面、毎回広報でお知らせしたり、動いている数字そのものは住基で動いていくだろうというように思います。あとのとらえ方がなかなか難しいものであります。そういうことになると、今、４，１００何ぼになってきておりますが、これは当面、現状、毎年９０人から１００人落ちてきております。この辺のところを半減さそうというつもりはあるんですが、なかなか高齢化と自然増というのが自然減に傾いております。生まれるよりも亡くなる方が多い。そして、そこへ持って社会減というのも起こってきております。こ

の自然減というのはやむを得ない面がありますが、これの半分を社会的な減を落とすということにしていくべきだと思っております。

２８年度というのは、社会減についても非常に厳しくなってくる。底ではないかなと、私はとらえています。この底としてとらえている分を今後は、先ほど言いましたように援農とか、また今いろいろと住民の方が頑張ってくれている、そういう事業を通じて和東町に転入してもらおうということで、歯どめをかけていこうと、これを少し鈍くさそうということで今、取り組んでおります。

ここにも挙げておりますが、ことしの一番大事な施策としては、いわゆる空き家対策というようになっております。空き家があれば入っていただけるということになるかと思しますので、この辺にも施策として重点を置いているのは、そういう意味であります。

しかし、和東町には空き家を扱える専門の方がおられません。いわゆる、そうした人をどう入れていくべきかということ、今、京都府と公共員の方と話し合いをしてきていると。そして、具体化していくならば、もう少しこれを鈍く、いわゆる２分の１、いわゆる具体的数字でいうならば、１００人であったところを５０人ぐらいで抑えられないだろうか、もしくはこれをゼロにしたいという目標を持っていくならば、ことしの住基４，１００何ぼだと思っておりますが、この辺のところをどう維持していこうかと、こういうことで私自身は考えております。そういう意味でご理解いただきたいと思えます。

○委員長（竹内きみ代君）

７番、岡本委員。

○７番（岡本正意君）

もちろん、これはこちらがこうしたいからといって、必ず相手があることって変ですけども、なるとは限らないのはわかります。どんだけ頑張っても目標にいかない場合ももちろんあるわけですけども、ただやはり一定数値目標を持っておられて、その

5年後にですね、その中で年次の目標というのを多分持っておられると思うんですよ。だから、そこに一定目標もしながらやっていかないとなかなか評価もできないということになってきますので、そこはぜひ具体的に進めていただきたいと思うんですが、今、町長のほうからちょっと触れられましたけども、やはりこういったことをやっていく上で、具体的にどうするのかというところでいいますと、この間言っておりますように、住宅というか、住む場所をどうするのかという受け皿というのはこの間、議論もされてきました。今、結果として、この第4次総合計画の中でいいますと、町としては空き家というものをどうするかというところはかなりシフトしたというかね、そういう方向に今おられると思います。もちろん空き家のことも大事ですし、やっていただかないかんですけれども、ただ、やはりこの前の初日も言いましたけども、それだけに依存するような方向はどうなのだろうかという疑問は持っております。そこはそういう思いとして知っておいていただきたいんですけども、この空き家の関係ですね、今、若干言われましたけども、この28年度、どこまでこの空き家を活用できるようにしていこうというめどを持って取り組まれるのかですね。

具体的に言えば、空き家バンクをつくるであるとか、また利用可能な空き家を何軒ほど確保しようであるとか、また、それをしていく上で、例えば改修費用の支援であるとか、そういうような仕組みをつくるであるとか、そういったものをこの28年度どこまで考えておられるのか、ちょっと答弁いただきたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

空き家につきましては、先ほど町長から話ありましたように、行政だけではなかなか進まない点が数あります。その中でちょっと考えていますのは、当然、その空き家に対して町が本人からお貸しいただいて、一定、町営住宅のような形のものと、そ

れとまた、シェア的な空き家を利用するとかいろいろ考えております。当然、それに対しましては、財政的には補助いうものがあります。そこら辺も考えながら２８年度は進んでいきたいと、かように考えております。

○委員長（竹内きみ代君）

質疑の途中ですが、ただいまから午後２時４５分まで休憩します。

休憩（午後２時３０分～午後２時４５分）

○委員長（竹内きみ代君）

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

７番、岡本委員。

○７番（岡本正意君）

先ほどのあれですけれども、空き家の対策ですね、一定答弁いただいたんですけども、今、いわゆるこうしたいということはわかったんですけども、２８年度の中で具体的に、仕組み的にそういったものをつくっていくと、空き家バンクであるとかですね、先ほど言いましたように、そういったことは２８年度でつくっていこうという方向はあるのでしょうか。

○委員長（竹内きみ代君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

先ほど町長のほうからお話があったように、公共員、和東町に来ていただいております。公共員が中心になって空き家の対策等やっただいただいているところでございます。

その中で、当然、行政のほうも入り、また民間のそういう方も入っていただき、今年度はそのような形を進めていきたいと、かように考えております。

○委員長（竹内きみ代君）

7 番、岡本委員。

○ 7 番（岡本正意君）

いわゆる公共員の方が中心になってそういったことをやっていただこうということですけども、結論というか結果として、じゃあ、どこまで制度的なものを持っていくのかというのが見えてこないと思うんですね。

やはりこの間、若い世代の声としても、例えば今、住んでいるところは、子供さんの成長とともに、今後ここじゃなくて違うところに引っ越したいとか、町内に住みたいという思いはあるけれども、ただ、実際に役場とかに問い合わせても、今は空き家にしてもまだ紹介できるものがないとか、あと実際に、ほかに移るところがないという答えしか返ってこない。そうなったときに結局、町外に行こうかというようなことも考えざるを得ないというようなお話も実際あるわけですよ。ですから、そういった点では、町として、今はなくても、いつまでにこういった仕組みをつくらうとしているとか、こういう方向を持っているということをちゃんと伝えていかないと、個人の将来ビジョンの中に和東町で住むというものがだんだんなくなってしまうというのがふえてくると思うんですね。ですから、平成 28 年のところでそれだけ空き家の対策にシフトして、空き家で受け入れていこうと、基本的にいうような方向を持たれたからにはですね、やはりそれなりにふさわしい取り組みをしていただきたいし、具体的にそういった仕組みというものをつくっていけるようにしていただきたいなというふうに思うんです。それで、そこは強く要望しておきたいと思います。

それと、もう 1 点、今度はちょっと角度が違うんですけども、和東町の大事な問題として公共交通の問題があると思います。

今回の予算の中では、いわゆる交通対策の関係でいいますと、路線バスの維持の関係で今回 2,600 万円ほどのこれまでになく大変大きな予算として路線バスに対する出費というか、支出を計上されております。これは前回一般質問等でもありましたように、やはり路線バスをちゃんと維持していくという点では必要な予算であるとい

うことは大変、私もわかるわけなんですけども、同時に、じゃあ、今後どうしていくのかという点で、この２８年度どこまで公共交通の問題について前進させていくのかということも大変大事だと思います。

この間、総務課のほうからも、一定、懇話会の提言も受けていろいろと庁内で検討いただいているという報告はいただいておりますけども、この間、具体化したのは、木屋のタクシー券の補助というのは２７年度から始められました。２８年度もやっていくということを言われていると思うんですけども、ほかの面でですね、いわゆる路線バスのあり方であるとか、またコミュニティバスの運行に向けてどうしていくのかということも次の段階があると思うんですが、その辺、２８年度はどこまで進めていくというふうに予定されているでしょうか。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

路線バス和東木津線の関係につきましては、一般質問の中でもお答えさせていただいたように、少子高齢化、人口減少に伴いまして利用者が年々少なくなってきておるというところでございます。

今、岡本委員のご質問の中にもありましたように、懇話会の提言を受けたわけでございますが、その具現化について庁内のほうで協議を進めておるというところではございますが、なかなか具体的な方針まで至っていないというのが現状でございます。

懇話会の提言においては、路線バスにつきましては、和東小学校から東の部分の乗車密度が非常に低いということで、それを切り離して２路線にすべきではないかというご提言をいただいております。なお、これにつきましては、地元への周知等を十分図ってという前提がついておるわけでございます。今現在におきましても、やはり乗降調査等を実施いたしましたところ、その傾向は変わっておらないと

いうところでございます。

当然、一般質問でもございましたように、始発の小杉から加茂までの 770 円という運賃というのは、やはり住民にとってはちょっと負担になるというのも現実ではございます。そういった中で、一定、住民の方のご不便にならないようにという形で、前も申し上げましたが、湯船の区長さん等と今後あり方について協議をしていきたいということで打診はしておるところではございます。

それと、コミュニティバスにつきましても提言を受けておるところでございます。それにつきましても、一定、町で保有しております町営バスの活用等も踏まえた形で検討しておるところと、あと、町営バスとして運行してます保育園線でございますけれども、その保育園バスの活用についても検討できないかという形で庁内のほうでは検討を進めておるところでございます。まだまだ具現化というところまではいっておらないというのが現状でございます。28 年度中には一定の方針を出しまして、地元なり、そういった形で住民の方へお知らせできるように努めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

28 年度中に一定の方針を出してという話でしたけれども、やはり住民の方に例えば決まったことをお知らせするというだけでなく、本当に地域の足をどうするのかというね、生活の足をどうするのかという、大変、一人一人の住民の皆さんにかかわる問題ですから、周知するというのも大事ですけども、やはり一緒に考えていくということが大事だというふうに思いますし、そこはぜひやっていただきたいと思うんですけども、ただ、今回予算の中には運賃補助金というのが出されておるんですけどね、これはどういうものかちょっと説明いただくとともに、いわゆる総合計画等に

も一定の交通費の負担を軽減するといった意味での方向性も出されているわけですが、その辺は今後どのように具体化されようとしているのか、高校生の通学補助も含めて、検討されていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

予算に関する説明書に挙がっております運賃補助というところでございますけれども、表記の仕方が非常に的を得てないということでございまして、これは木屋地区におけるいわゆるタクシー券の利用に係る経費でございます。それ以外、以前に実施いたしました実証実験とか、そういった形の運賃の補助は当初予算には計上しておらないというのが事実でございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

6番、岡田委員。

○6番（岡田泰正君）

それでは、私のほうから、この前、一般質問させていただきました関係上、それに基づいて、いましばらくまたお時間をいただきたいと思います。

直診事業の関係ですが、一応、予算書、収入のほうを拝見させていただきましたけれども、今回質問もさせていただきましたように、4月からは保険料の収入というのが改定されまして、1次診療という診療所の窓口というものが非常にさま変わりをしている。さま変わりをしていくというふうには受けとめておることはご承知だと思います。

そこで、今回提案されました歳入について、そういう面はどういうところに配慮して計画を組まれておるのか、その点についてご説明のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

はい、お答えいたします。

一般質問でもかかりつけ医ということで岡田議員のほうから質問がございました。これからは地域包括システムの流れということで、診療所のほうも窓口としていろいろ考えておるわけです。その一つとして、今後、先ほど言いましたように、多様化の部分がございまして、それと連携ということが必要になってまいります。窓口においてもいろいろな相談、あるいは質問等ございます。問い合わせもございます。特に介護に関しまして、医療との関係は綿密になってきておりますので、そういった流れの中で、職員一同そういった情報を得ながら、今後、医療と介護、福祉、あるいは保健ということもありますけども、その中で進めていきたいということを考えております。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

6番、岡田委員。

○6番（岡田泰正君）

今回の特徴といいますか、要するに、自分のかかりつけ医を持ちなさいと。そして、かかりつけ医でなくて大病院へ行ったら5,000円多く請求されますよ。だから、第一に、地元の診療所なり開業医に診てもらってくださいねというふうなことです。

そうするとですね、やはりまず文書費とか紹介状の費用とか、そういったものも入ってこようかと思うんですけどね、文書費についても従前どおりの金額が上がっていると。予算に反映されてないと思いますし、後発費ですね、ジェネリックの薬を患者さんに使用する場合は、従来6割の単価でやっていたものが5割になるということで、やはりこれも5割にすることによって患者さんの出費も減ってくるだろうし、診療所の収入というものもそこでふえてくるだろうし、今回は診療所も一つのビジネスとし

て考えていくべきではないかと思うんですね。やはり一つの工夫によって診療所の収益が左右されてくる、そういった時代になってくると。

ただ、患者さんが診療所に訪れて、そして、お医者さんが処方箋を書いて診療費をいただくというんじゃないに、一つの工夫によって病院の収益が変わってくる、今度は診療所、開業医さんの競争原理を働いた中での仕事がますます膨らんでこようかと考えております。

そのようなところで、訪問看護とか、そういったことが改定の中でたくさんそれをする、お金をたくさんあげますよというようなこともうたっているわけなんですけれども、診療所のほうではそういうようなことも今後考えて、あるいは4月から取り組んでいこうというふうな形で考えておられるのか、その点、お願いしたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

はい、お答えします。

現実的には、今、訪問看護も診療所内でやっております。これは介護の保険じゃなくて医療側の介護保険をやっております。かかりつけ医の指示のもとということで、診療所の場合は所長の命を受けて看護師が行っているという状況でございます。

それと、新年度になりますと、確かに訪問看護ステーションの事業所ですけども、日常時間体制とか、そういう関係で保険点数のほうも考慮されてアップされている部分がございます。ただ、診療所におきましては、そこもやっているわけなんですけども、反映するかどうかわかりませんが、できる限り、訪問看護が要望があればやっていきたいというふうには考えております。

それと、ジェネリックの関係なんですけども、今までは調剤薬局のみの算定で合理化されましたけども、今度、診療所、あるいは院内の処方箋でもジェネリックの納入率ですか、それによって点数が加算されるというふうになってきております。それ

によりまして、現在、約 60% のジェネリック率、これが今度はその処方内容によって変わるということになりますんで、それですともう少し上がると思いますんで、それによって保険点数のほうも加算されるというふうに考えておりますんで、できるだけ努力してそちらのほうにやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（竹内きみ代君）

6 番、岡田委員。

○6 番（岡田泰正君）

そしたらですね、やはり大病院とか、和東ではないんですけれども、市内へ行きますと、病院の前には必ず門前薬局というんですかね、処方箋を読んでもらっていて、そして薬をいただくためには、その薬局へ処方箋を持って行って薬剤をいただくというふうなことをしていたわけなんですけれども、その門前薬局についても見直していくというふうなことが今回 4 月から変わるわけでございますね。

これはたくさんの薬を出すと病院は収入がたくさん入るけれども、やはり全部患者に処方した薬を飲んでもらわないと、無駄な税金というんですかね、和東で問題になっていますように、国庫負担、あるいは診療費の負担というものがありますので、大きくなりますが、それを減らすためには薬の管理をしていかなあかんというふうなことで、かかりつけの薬剤師ですね、こういったことも専門的な地位として設けるべきじゃないかというふうなことも言われておりまして、その方は専門の方がパートナー一人一人の薬の処方箋に対して、余っているのか、足らないのか、そういったことをチェックを入れていくというふうなことが一つのかかりつけ医の薬剤師の仕事であるというふうなことも今回導入されておりますけれども、今回はそうすると診療所のほうでは和東のほうでは門前ありませんので、診療所のほうで処方箋を出して、それで患者の方に、この薬はこういった場合、飲んでください。もし余ったら教えてくださいとかね、一人一人、今度は親切に薬の処方に対してアフターケアもしていかなら

ないというようなことでございますけれども、そうしたことに対してはマンパワーとか、そういったことに事務所のほうでできますかどうか、診療所のほうで可能なのか、きめ細かなサービスが必要になってきますので、若い人なら、ああ言うたら、はい、わかりましたになるけれど、そこでは認知症の方もおられるだろうし、老若男女の方がおられますから、その辺について、事細かく説明する必要があると思うんですけども、その点についてご判断をお願いしたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

はい、お答えいたします。

かかりつけ薬局ということで、これは調剤薬局の面で言われてると思うんですけども、診療所の場合は、私、薬剤師でありますけども、現に相談業務、あるいは重複、これは国のほうでもかなりきつく言われている医療費の削減ということで、重複投薬ですね、これをいかにしてチェックして、その方に適性な薬剤を提供するというところで、努力目標として掲げられております。

診療所のほうでは、できるだけということですけども、確かに処方箋を患者さんにある医院が出されたり、ある病院で出された分はチェックします。これは情報提供ということで、どんな薬を飲んでいるのか、そしてどんな治療をされているかということをごちらのほうで吟味しながら、また重複しないように気をつけております。ですから、その点につきましては、患者さんが情報の提供なり、あるいは医院からの紹介を受けた中で重複しないように、そして適性な薬剤を提供するということです。万一、重なっていた場合に関しましては、ごちらのほうで調整して出せるようにしております。

今後、できるだけ一人一人ですけども、チェックのほうを管理しながらやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（竹内きみ代君）

6 番、岡田委員。

○6 番（岡田泰正君）

その点、ひとつ患者さんにきめ細かく、丁寧に優しく、時間も必要になろうかという、お忙しいとは思いますが、丁寧な説明なりをして、誤飲とか、そういうことのないようにひとつよろしく願いをしたいと思っております。

それから、やはり病院の中でこれから問題になってくるのは認知症という形になってこようかと思っております。その中で、認知症施策推進総合戦略、これは新オレンジプランということで、平成27年1月27日にオレンジプランやりますという形で公表しておるわけですが、この中で、平成29年度までに認知症のサポーター数を800万人、日本で養成していくんだというふうなことをうたわれておるわけですが、その新オレンジプランの中では七つの柱があるわけで、その中で、今、言いましたように、800万人の認知症のサポーターを養成していく。それで、市町村として振り分けられているわけなんですけども、和束としては、現在、そういったサポーターの方は養成人数として何人おられて、これからどのような認知症の方がふえてくることに対して増員をかけていく計画を持っていくというようなことを計画されているのか、その点について質問させていただきます。

○委員長（竹内きみ代君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

認知症サポーター養成講座につきましては、毎年、社協と共催しながら実施しているところでございます。

特に、ふれあいサロンのボランティアでやっただいて住民の方を中心に毎

年ご案内させていただいてしております。

また、各地区のふれあいサロンで認知症カフェということで、平成２７年度から取り組みましたが、その中で認知症の正しい理解をしていただいて、一定、住民ボランティアという形になるんですけども、正しく理解をしていただく。２８年度につきましても、介護保険特別会計のほうでその分の費用を見込んでおるところでございます。

今後につきましては、今、言いましたように、和東町社会福祉協議会と協力しながら、ボランティアの養成、またサポーター講座の案内等をさせていただきまして、広げていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

６番、岡田委員。

○６番（岡田泰正君）

一つ、認知症の方については、非常に悩ましい問題が多うございますので、サポーターの方にもいろいろ啓発していただいた中で取り組んでいただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから一つ、住民の方から要望がありましたことについてちょっとお伝えさせたいと思うんですけど、これは社協のほうでも一つ取り組んでおられる。何というかわからないですけど、保育園へ行かれるまでの乳幼児のお父さんと一緒に遊ぶサークルみたいなのが月一回とかされてますね。福祉のほうではエンジェルサロンですか、そういったことをされておって、それが社協の中の老人室を今お使いになって、あの大きな広場のところでやっておられる。

その中で、子供さんがまだハイハイとか、立てないで這われている方も結構おられるというふうなことを耳にして、がゆえに、畳がかなり減って、帰られたら畳のい草がかなりついてくるというようなことで、若いお母さん方はアレルギーとかそういうようなことに対して心配されているというようなことなんで、何とかならないのかな

というふうな質問を受けておりまして、あれは30枚近くあるのかなと、予算的には大変だと思うんですけども、うわ敷きを敷くとかですね、小まめに掃除機をかけるとかね、そういう一つのケア的なことを今後また福祉課のほうで社協のほうと話し合いながら取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

答弁だけお願いできますか。

○委員長（竹内きみ代君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

岡田委員からありましたように、社会福祉協議会のほうでは、岡本委員がおられるんですけども、マザー&キッズということで活動をしていただいております。また、福祉課ではエンジェル広場ということで、老人室を使わせていただいております。当然、社会福祉センターの管理につきましては、所管課は福祉課でございます。岡田委員のほうからそういう話を聞けましたので、予算がつき次第、表がえをするなり、またカーペット等、もし、じゅうたんでいいのであれば、そういう形で対応を検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（竹内きみ代君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

済みません、先ほどいわゆる公共交通の関係で質問させてもらったんですけども、いわゆるいろんな路線の変更であるとかですね、いろんな検討はいただいていると思うんですけども、いわゆる本当に一刻も早くどういうふうにしていくのかということも議論もしていただく中で、方向性を出していただく必要があると思うんです。

といいますのは、例えば、この前、委員会の資料にもありましたけども、いわゆる

交通事故の防止ということで、高齢者の方の免許を返納するという意味での支援しますよと。返納された方については5,000円分のC I - C Aというのを交付して、使ってくださいということで促進しようということがあったと思うんです。それはそれで別に悪いことじゃないんですけどね、ただ、それは一回こっきりなんですね。5,000円と引きかえにという大変ですけども、免許を返納して、5,000円分のC I - C Aをいただいて、それが終わったら何もなくなってしまうわけですね。

だから、やっぱり生活の足をもちろんいろんな事故の関係もあるから一概にお勧めはできないにしても、ただ、やはりこの田舎というか、こういう中で車がなければ途端に動けなくなってしまうというのはわかる話の中で、そういうことをしながら返納支援をするのはいいけれども、その返納した後の足をどうするのかということがちゃんとないと、交通事故は減るかもしれないけれども、免許を持たずにその人の生活自身が孤立していってしまうというね、そういったことにもつながっていく両側面だと思うんです。

その辺、今回の返納支援を含めて、一回こっきりのC I - C Aだけ渡して免許終わりですというのがどうなのかということもあります。その辺、継続的に何か支援とか考えておられるのかも含めて、やはり28年度で一定の方向を出したいということですけれども、交通費負担の軽減も含めて、もう一度その方向性を答弁いただきたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今、岡本委員のほうからございましたように、ことしに入りまして、免許証の自主返納者の支援事業ということと、一面路線バスの利用促進という形で、奈良交通バスのプリペイドカードということで、C I - C Aをお渡しするという事業を始めたところ

ろでございます。既に申請をしていただいた方もおられるということでございます。

委員のご質問にもありましたように、初回のみ交付ということで5,000幾らかの運賃の補助という形になっておるといのは重々認識しておるわけでございます。これにつきましては、当初はこういった形で発足させていただくということとし、今後、拡充につきましては、この制度の適用を受けることしの返納者以前の返納者の対応も当然考えていかなければならないというように思います。そういったことを勘案すれば、また違った形で路線バスの促進の支援をしていかなければならないと思っております。

例えば、定期的な制度もございまして、一定の定期券を買えば1回100円で乗れという制度も奈良交通のほうで持っておられるということでございます。そういったものも視野に入れまして、今後やはり高齢者の方でいわゆる自動車に乗れない方の公共交通機関の確保というのが非常に重要な問題であると思っておるところでございます。路線バスの今後のあり方も含めまして、住民の方々としっかり議論しながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

この公共交通の問題というのは町長が就任されて以降、ちょうどJRバスが撤退をした直後からの話で、大変長年の懸案で、いわゆるご苦労はあると思うんです。ただ、やはりそうこう言っている間にというと変ですけどね、十数年たつ間に本当に町の中の様子も、まず、いわゆる商店がどんどん減っていくであるとかですね、当初巡回させようと思っていた、いわゆる店とかどんどんなくなっていったりとか、いろんな意味で様子が変わってくる中で、仮にコミュニティバスを走らすにしても当初考えていたような効果があるのかどうかとか、いろんな問題はあると思うんですが、ただ、大

変大きな問題であることはずっと変わらないわけですので、ぜひ２８年度については一定の方向を本当に出していただけるように要望しておきたいというふうに思います。

それと、これは一般会計の３７ページになると思うんですけども、いわゆるこの間、省電力というようなことが言われてくる中で、例えば電灯とかの省電力化ということで、実際、全体的にはＬＥＤ化ということがいわゆる推奨もされ、やられている部分もあるんですけども、そういった街灯ですね、各区なりで管理もいただいているような防犯灯、街灯ですね、そういったものの今後のＬＥＤ化に向けての町としての方針といいますか方向性というのがありましたら説明いただきたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

交通安全対策という形で交通安全灯、防犯灯を兼ねておるわけでございますけれども、その設置につきましては、毎年一定の予算を確保いたしまして、各区の要望に応じて防犯灯を設置しておるところでございます。

平成２７年度から、防犯灯につきましては既にＬＥＤ化を図っておるところでございます。２８年度につきましても、一定そのＬＥＤの防犯灯の設置という形を考えておるわけでございますけれども、防犯灯につきましては、従前から新規の設置という形で進めてまいりまして、ほぼ各区において必要な箇所への設置については完了しておるのではないかという認識を持っておるところでございます。

今後、２８年度の予算も含めまして、一定、既存の蛍光灯に要する防犯灯の老朽化に伴う更新についても、町の予算の中で対応できないかという形で、今、検討を進めておるところでございます。

当然、維持管理の面からして、ＬＥＤ化というのは非常に有効なことでございます。庁舎の照明につきましても、既にご紹介したように全てＬＥＤ化を図って、省エネ、

環境に配慮するという方針を持っておるところでございますので、今後もそういう方針に沿った形で進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

いわゆる新規の防犯灯の設置については、LEDで対応いただいているということは、あと、今後、老朽化に伴ういわゆる建てかえといいますかね、そういったものについても順次やっていきたいという話は聞いたんですけども、ただ、全体としては、今、LEDで新規に建てたとしてもほんの一部であるというのは変わらないと思うんですね。全体的には、これまで歴史的に積み上げてきた各地域の街灯が大半を占めているという中でいいますと、もちろん故障とか、老朽化して更新が必要だということは当然ですけども、ただ、やはり今ある部分についても、何らか一定切りかえていくということも含めて検討いただきたいというふうに思うんです。

それと、もう1点、関連してですね、先日、このことも質問しようと思ひまして、現在の地域の防犯灯が例えば総数で幾らあるのだろうかとか、LEDとして今、運用している分は何基あるんだろうとか、そういったことも含めてちょっとお聞きをしようということでお話を伺ったんですけども、これは確認なんですけれども、いわゆる防犯灯の管理ですね、電球切れました、じゃあ、もう一回入れてくださいといったときに、各区の関連では、区長さんなどが窓口になって、そこが切れたということで行ったら、業者さんに連絡をとって、きてもらって取りかえてもらうとかいうことをされていると。それに伴う経費等もそこで負担いただいているというふうには聞いておるんですけども、いわゆる東区の部分だけがですね、いわゆる町のほうで街灯の管理もされて、取りかえに係る費用等も町として負担していただいているというふうには聞いておるんですね。これはどういう経過でそういうふうにそこだけそういう対応さ

れているのか。区長さんが窓口になるか、また行政が窓口になるかは別としましても、例えば区長さんが窓口になるとしても、取りかえた経費については後で報告もしていただいて、どこの区も行政が負担してあげるとかなれば私もそんなにどうこうは思わないんだけど、東区以外の区については、基本的に各区でそういった経費も負担していただいていると。しかし、東については行政が負担していただいているというふうに聞いているんですけどね、その辺を事実の確認も含めて、どういう経過でそうされているのか説明いただけたらと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

交通安全灯、防犯灯の管理でございますけれども、新規等の設置につきましては町のほうで設置させていただいておるところでございます、管理のほうにつきましては各区で管理していただいておりますというのが今のところ基本の路線でございます。

今、委員のご質問にありましたように、いわゆる東区内での防犯灯の管理については町のほうでしておるといふご質問でございましたけれども、ご質問のとおり、東区内におけます防犯灯の管理の費用につきましては、町のほうで対応しておるところでございます。

これにつきましては、ご存じのように、東区の区域の中には公共施設が多々ございます。人権ふれあいセンター、いきいきこども館、教育集会所、共同浴場、老人憩いの家等多々あるわけでございます。そういった中、公共施設の利用者への利便を図るという面もございます。いわゆる公共の受益と、あと地元の受益という形で、そこら辺の関係で、一定電気代については地元のほうで、管理のほうにつきましては町のほうでやっておるということで現在進めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今の説明では、いわゆる東区の中にはいわゆる公共施設がほかの区よりも多いから、利用の受益という中で配慮して行政で負担しているんだという説明だったんですけどね、私、これは説明にならないと思うんですね。

やはり各区にしたって公民館もあれば、何か防犯というのは別に公共施設があるかないかということじゃなくて、その地域で安全に歩けるかどうかという意味では、公共施設があるかないかということが町として責任を負うということにはならないと思うんです。それはやはりどういう状況であっても、やるのであればどの地域にもそういう防犯という目的の中で、安全に地域を歩けると走行できるということを保障していくという意味では、東区だけじゃなくてね、各区でも一定それを取りかえたりとかした分、経費については行政がちゃんと責任を持つと、いうふうにされるのが筋じゃないかと思うんですね、それをやられるのであればですよ。

ですから、やはりそれは今後ちゃんと見直しをしていただいて、東区でそうされているのであれば、他の区域でも同じようにそういう取りかえ経費については町として責任を持って負担していただくというふうにさせていただくのが本来だというように思いますので、そこをそうしていただきたいと思います。

町長、どうですか。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

基本的にこの公共施設、和東町の役場もそうだと思いますが、この和東町のあると

ころについても、周囲については南区ということやなしに、管理は一部している分があります。

今、言われましたように、非常に経緯があります。建てるときには、当時、措置法とかいろんな中で、やっぱり責任の中でやってきた経緯があります。電気代もみてきた経緯があります。しかし、措置法が切れてきた中では、これは違うねという。

岡本委員が言われるように、地元でも電気代を持っていこうと。そして建てるのも主体的にやっていこうという考えがあります。当時は全部持ったとしたかって、そのときは、やっぱり公共施設があるときには主体的に公共施設というものも考えていく。先ほど課長も考えておりましたように、やはりそういう話し合いの中で、やっぱり公共の分は公共で管理を、ちょっとこの維持ですね、手続的なことがあったということ、この庁舎の中でもありますから、そういう考え方に合わせて公共施設というようにあります。

それと、区で持つておられるところについては、区の予算でやられておると、こういうことで一定整理はしてきたわけであります。

今、岡本委員が言われますように、この庁舎の周りもですね、町がやってない。全部全てが区だということになれば、やっぱり一緒にしなきゃなりませんが、この考え方は、今、課長が申し上げた内容については、一定統一されてきているだろうというように思っております。

そういう意味で、今後、公共施設があるところについては、やはりきょうも安全な確保というものを、責任を私たちはある意味では負うという中で、当時、この近隣の区とも話し合いさせてもらっているわけですから、その話し合いの考えというのは共有していくべきだろうと、このように思って理解しているところであります。

ご意見としていただいておりますが、考え方はそういうことです。

繰り返しますが、南区と庁舎との関係、釜塚区と庁舎の関係とか、この近隣もそれでやっているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

庁舎が釜塚区の中にあるとか、南区であるとかね、だからそれは公共性があるから云々という、町がやっていると、南区じゃなくて釜塚区じゃなくて町がやってますということだったらね、人権ふれあいセンターの周りとか共同浴場の付近とか、そういうところだけだったらまだそういう論法も通るかもしれないけども、同じ、そうじゃないところはいっぱいありますよね、ほかに。そういうところも全部、もし取りかえなあかんとなったら負担されているわけでしょう。

例えば、南区で、ここはやっているから、でも、南区のいわゆる区域内を全部町が負担するかいうたら、そうじゃないわけですよ。だから、本当にちゃんとそういった整理をされるのであれば、そういうことを言われるんだったら、そういうふうに、そこはちゃんと町がみましようとか、でも、ほかについては区でみてくださいとか、逆に言えば、全部ほかの区も含めて、今、東区でやっておられるような電気代は区で持ってもらうけども、取りかえとかの経費については、町が皆、持ちましようというふうに整理するのが本来であって、今のやり方では不公平感もありますし、整理しきれてないと思いますので、そこはもう少し見直し、検討をいただいて、整理していただきたいというふうに思います。

これで答弁いただけますか。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

先ほども申しましたように、新しくスタートという形であれば、一定そういうことの基準にも立てると。方向としてはそういう基準であるにしたかて、経緯もやっぱりあるということがあります。

そういう点で、今後の方向とか、いろんな中での考え方の中ではそういう検討も必要だと思いますが、経緯を持って進めてきたという点もありますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（竹内きみ代君）

6 番、岡田委員。

○6 番（岡田泰正君）

それでは、もう1、2点質問させていただきたいと思うんですけど、保育園のほうのトイレのことなんですけども、0歳児の方ですね、それについては洋式トイレのほうに設置をされたというふうなことを承知しているわけなんですけれども、保育園の年長者のほうの方についての洋式トイレについて、保育園のほうから要望が出ておったと思うんですけども、その辺、今、予算を見ていたんですけど、私、見落としているのか、どこかに入っているのかわからないんですけども、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

予算に関する説明書の64ページでございます。この中の保育所費の需用費の修繕費136万3,000円ということで今回計上させていただいております。

和東保育園のトイレの改修につきましては以前にも説明させていただいていますように、保育園で計画的に改修をするということでしてきました。幼児用のトイレでございますが、現在6カ所使用しております。そのうち一つについては既に洋式化をさせてもらっている。乳児については全て完了しているということで、この平成28年の予算の中では、あと五つ残っておりますので、そのうち2つ、6個中3つですね、これについて洋式化を図る。

さらに大人用のトイレ3つございますが、それについても一つ洋式化を図るということで予算を上げさせていただいているところでございます。

○委員長（竹内きみ代君）

6番、岡田委員。

○6番（岡田泰正君）

済みません、わかりました。

この予算を見落とししましたので、申しわけありません。それについて安心いたしました。

それですね、これとやっぱり整合性は持たせていかなだめだと思うんですね。だから、保育園のほうではちゃんと今のお母さんたち、お父さんたちを見ると、家のほうも洋式になっているから、子供が大きくなるに従って、昔の和式のトイレは使い方がわからないというふうな形の中で、洋式にしてほしいという要望が、結構、衛生上の問題もありますけども、ふえてきているんだろうと思うんですね。

しかしながら、ここでは答弁はいただけないと思うんですけども、東部連合のほうの小学生につきましては、学校関係はほとんどまだ和式の状態のままで残っておるといようなことでございますので、向こうのほうに派遣していただいている議員の皆さん方にも、やはりそういうような点も、保育園ではこういう取り組みしている。だから、中学校でもその延長線で考えていただくというふうなことで取り組んでいただきたいかなと、このように思うわけでございますので、どうぞよろしく願いしたいと思っております。

それから、あと1点、90ページ、防火用水の設置工事費ということで451万5,000円上がっているわけなんですけども、これはどこの場所に、防火用水なのであれなんですけど、このごろ防火用水を使用した消火というのは余り見受けられないんですけども、こういった意図でされるのか、その点についてもご答弁をお願いしたいと思っております。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回、防火水槽の設置工事費ということで451万5,000円を計上させていただいております。

これの設置箇所につきましては、釜塚地内ということでございます。この用地につきましては、所有者の方から一定寄附という形を言っておられるということでございます。その寄附につきましては、区になるのか町になるのかまだ詰まってないところでございますけれども、所有者の方から防火水槽の用地として寄附するという申し出をいただいたというところでございます。町のほうも現地を見させていただきまして、やはり水利の確保の面からも非常に有効であるということで、今回予算を計上させていただいたというところでございます。

今回設置する防火水槽につきましては、耐震性の防火水槽でございまして、今後発生が懸念されております南海トラフ地震の対策にもなるということで、計画的に防火水槽水利の整備等を図っていかねばならないところでございますけれども、町のほうで、その用地を買収して設置をするというのは、なかなか財政的にも厳しいものがございます。そういったことで、いわゆる整備が進んでおらないというのも原因の一つであるということでございます。

こういった形で、地元のほうで一定その水槽の用地を確保していただけるということでございましたら、また今後、計画的に設置を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

6番、岡田委員。

○ 6 番（岡田泰正君）

最新的な防火用水であろうと推測するわけなんですけども、ちなみにですね、私の地域で防火用水について考えてみますと、昔からの防火用水というのは結構あるんですね。だから防火用水そのものが、地権が今おっしゃったように、町のものであるのか、個人のものであるのか、区のものであるのか、それすらもわからないような防火用水がたくさんございます。そして、水利が昔はあったんだろうけど、現在は行き届いて水利がないと。だから、水も濁って水面が底まで見えない、透明度がないというような防火用水がかなりあって、そして、それに対する警護いうんですかね、防犯というんですかね、柵もないというふうな防火用水がかなりあるんですけども、荒っぽい言い方をすれば、子供さんが歩いてころんだらすぐ入って溺れてしまうような防火用水がたくさんあるわけなんですけども、この辺の管理は今後速やかにしていただかないと問題が起こってこようかと思うんですけれども、その点について、整備状況をどのように今後お考えになっているのか。

私の原山だけじゃなくて、やはりほかの区にもそのような防火用水が多々あるかと思うんですけども、お金も大変かかることだと思うんですけども、やっぱり進めていかなければ終わりはないわけなんで、埋め立てするのか、これは残すのか、まずその辺の調査等も要るかと思うんですけども、今後の検討課題について答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

現存する防火水槽でございますけれども、岡田委員ご質問にもありましたように、遠い過去から無害の防火水槽という形で設置していただいたという経緯がございます。それにつきましては、地元の消防という形で、区のほうで設置していただいた防火水

槽というのが非常に多いというところは認識しておるところでございます。

現在、水利としてカウントできますのは40トンということになります。過去につくられてきた小さい防火水槽は和束町内に多々現存するわけでございます。その管理につきましては、一応、地元の消防の部のほうで管理をお願いしておるところでございます。一定のその管理に係る経費につきましては、消防の部の運営経費の中にも算定基準という形ではのせさせていただいております。十分な額ではございませんけれども、日々の点検につきましては、そういった形でお願いしておるところでございます。

今、委員のご指摘もありましたように、やはり無害の防火水槽が多いですので、その安全対策というのは非常に重要なことでございます。過去につきまして、一定、そのフェンス等の設置については町のほうでやったという記憶を持っておるところでございますけれども、それにしても大分経過しておるのが現状でございます。当然、今後、耐震性の地下式の防火水槽の整備を進めていくに当たりましては、その設置の周辺にあります、いわゆる基準外の水槽については一定用途廃止していくべきではないかなと思っておるところでございます。

今後、その地域の実情も踏まえまして、計画的に検討を進めてまいりたいと。

安全対策につきましては、消防団のほうで一義的にお願いするということになりますけれども、やはり町のほうにおきましても、一定の対策を今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

6番、岡田委員。

○6番（岡田泰正君）

そのような方向で前向きにお願いしたいと思います。

ただ、心配するのは、やはり消防団員さんがかけ持ちいうんですかね、仕事を持っ

て、土日の形の中で活動されている方が多いございますので、一つ一つの消防の防火用水を点検して、昔、私らやったら、順番に番号を決めて、ことしはこの防火用水を全部洗い流して、新しい水を入れて、管理してたんですけども、最近はそういうことがされてません。水の便利のいいところは一応、水をくみ出して掃除はされて、そして水は補充できるからやっておられるんですけども、補充のきかないところはあったらかしですね。だから、その近辺で何か火災が起こったときには、結局は防火用水の水槽がありながら使い物にならないと、見ていなきゃならないと、あるいは中部消防のほうから来ていただかないと消火できないというふうな状態が見られますので、これは地域だけじゃなくて町の安全管理というふうな形の中で、財産を守っていくという一つの管理の中で、大きな懷で考えていっていただきゃならない問題だと思いますので、今後ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（竹内きみ代君）

8 番、小西委員。

○8 番（小西 啓君）

そしたら、日本で美しい村連合に入っておられますね。読んだら、私、この字、よくわかるんですけど、どういう考えか、和東町のほうの考え方、理念ですか、それを少し教えてほしいんですけど。

担当の課長でも結構ですよ。

○委員長（竹内きみ代君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（吉田良明君）

日本で最も美しい村連合につきましては、全国的な観光を頑張っているような人口 6,000 人以下の規模の市町村といいますか、市的一部分ですとか、町村が加盟しておるところで、私のほうも今年度から担当させていただきまして、実

際に会議等行かせていただいておりますと、いわゆる観光、今、和東のほうも進めておりますが、観光でありますとか、いわゆるそういった交流といったところで、地域おこしをしているというところで、熱心なまちが入っているというところがございますので、そういったところとの連携を生んでいくということがまず一番ではないかというふうには考えておるところでございます、本日、例えばですが、実は伊根町のほうからも、きょうは和東茶カフェのほうに来ておられて、今後、一緒に何かできないかということを住民同士がやっていこうという動きもございますので、そういった形を進めていけたらなということで考えておるところでございます。

○委員長（竹内きみ代君）

8番、小西委員。

○8番（小西 啓君）

はい、わかりました。

そういうことはそれでまずいいんですけど、看板もかけてやっておられて、そして私たち行政の関係とか議会議員とか、この関係の者は、今、聞いたことでよくわかるんですけど、一般の方というのは、美しい村連合というたら、美しい村をつくるんだな、まずは考えておられますよね。そうしたら、まず今、課長が言っておられた、まず和東町の現状を見て、もっと町を簡単に美しいなと思うような考え方をするのが一番いいと思うんですけど、そして観光とかそういうことはあとでついてくることであって、さきにするのはまずまちをきれいにするということでしょうね。私、そういうように思うんですけど、こういうような考え方はどうでしょうか。

○委員長（竹内きみ代君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（吉田良明君）

はい、お答えいたします。

言っているとおおりだと私も感じておりまして、例えば、道路から見た景

観ですとか、そういったものもやはり草が生えてきてしまったのがなかなか清掃されていなかったりということもございますので、そういったことをどういった形でつくっていけばいいのかということで、今年度予算のほうで景観の関係で今、委員会させていただいております、景観計画をつくって、本来であれば条例化をすぐさせていただかないといけないところではあるんですが、言っているように、いわゆる地域の方が景観に対してどうなんだということを本気でやっ払いこうよというところまでなかなか町のほうもつくれていないという実情がございますので、来年度はできましたら区のほうにまたご協力を得ながら、地元でワークショップみたいな形というか勉強会という形で、景観について地域の方と一緒につくってこうというのをやっていきたいなというのを考えておるところでございます、今年度3月26日、土曜日の日には、原山区のほうにご協力をいただいてワークショップのほうをさせていただくということで今、考えておるところでございます。

○委員長（竹内きみ代君）

8番、小西委員。

○8番（小西 啓君）

担当の課長のところではちょっと違うかもわかりませんが、私、去年の10月から11月までは、和束町の仁丹の橋のところから湯船の奥山の滋賀県の県境までのところの道は非常にきれいでしたわね。ということは、アルバイトの方が掃除されておられましたよね。それで、去年の11月から12月ごろからかピタッととまって、今、すごくゴミを車からほられるんですか、それとも持ってきて置かれるんですか、それはわかりませんが、非常に汚いですよね。ということは、大体あそこに車からほかすということ自体が人間のモラルから離れていると思うんですが、やはりアルバイトの方が掃除していただいた、すごくきれいになっていると思うんです。ということは、日本の村の美しい何かのお題目だけ挙げておられて、そして、道端が汚い。そして、和束の人だけでなく他府県の方もたくさん走っておられると思うんです

よね、この道ね。そしたら、汚い町やな、汚い道やなと思われるんですけど、アルバイトで雇われて、そして週に2回でも3回でも来ていただいてやってもらうという、そのような考え方はないんですか。

○委員長（竹内きみ代君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

以前ですけれども、今、小西委員がお話あったように、アルバイトということで来ていただきました。その方については体調の都合ということでやめられたんですけども、今後、ごみですけど、特に府道等に投棄されるケースがふえております。今後そのようなことのないような形でまた検討していきたいと、かように考えております。

○委員長（竹内きみ代君）

8番、小西委員。

○8番（小西 啓君）

私、いきいき子ども館とか人権ふれあいセンターとか保育所とか、いろんなところでアルバイトの方を使っておられますよね。そういうような方々を少なくして、そっちへ回せとか、そういうことを言っているんじゃないんですよ。やはりじっと見たら必ず余っているアルバイトの方もいらっしゃるんじゃないですか。もっと目を光らせて、そして、どこが多いか。そうなったら、その方を1人少なくしてでも来ていただいて美しくするのが当たり前だと思うんですけど、その辺のことをその方がちょっと体調が悪いからと。そしたら、そのままで黙っていたらそのまましない、ここで質問がなかったらやらない、何も感じないということになるんじゃないですか。やる気があるのか、やる気がないのか、3月31日でことし終わるんですけど、来月の4月1日からやっていくんか、それともやらないのか、このままやるのか、それとも美しい村連合とかそんなお題目がきれいなんだけど、あれは建前だけで本音は違うんだ

とか、やはりはっきりしたことをいって、和東町のまちづくりというのをやっていかないとだめじゃないでしょうか。

どうですか、担当課長。

○委員長（竹内きみ代君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

先ほどお話ししましたように、いわゆるごみの不法投棄等も相当ございます。そこから辺の関係で、予算的なこともあるんですけども、道路の掃除ですけども、やっぱり一人体制ではなかなか危険な状態が多々あるかと思います。二人体制とかそういう形で定期的に清掃等も考えていきたいと、かように考えております。

○委員長（竹内きみ代君）

8 番、小西委員。

○8 番（小西 啓君）

次、町長に聞きます。

町長、この連合に入っておられるんですけど、事務局はどこにあるんですか。そして、この村連合は専従の職員の方は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

これは今、理事者が当初始まったのが美瑛町というところではありますが、美瑛町から職員を出向させて、当初は美瑛町でやっておったんですが、今は東京で事務所を持ってですね、そして美瑛町とか、また各市町村からも出向して、そして今で数名程度の事務局を置いて今やっている。いわゆる町村の出向、それから、官庁関係からのOB、そうしたところで今は事務局がつくられ、東京に今、設置されております。

○委員長（竹内きみ代君）

8 番、小西委員。

○8 番（小西 啓君）

町長、町村が出向で運営しているということになりますと、1 年ローテーションか 2 年ローテーションか、そのローテーションがわからないんですけど、和東町にそのローテーションが回ってきたときに、和東町の職員の中から出してやっていけるだけの人員がそろっているか、その辺のことをお聞きしたいんです。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

こうして出向させているところは、それなりに自分ところがそういうあり方のまちづくりに有利だと主体的にとっておられます。今、言われましたように、和東町では職員規模で非常に小さいものですから、なかなかそういう方法は当面はとれないと。和東町ではなかなかとれないという今のところの考え方は具体化はしておりません。

○委員長（竹内きみ代君）

8 番、小西委員。

○8 番（小西 啓君）

町長、町村の中で輪番制で順番に北からいこか。北からずっと来られて、真ん中の京都府のところ辺まで来たときに、和東町、次、番ですと言われたときには、やはり皆さんのところが出しておられたら出さないわけにはいかなくなるんじゃないですか。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

そういう形で、ほかにも和東町がいろいろ加盟というんですか、お付き合いさせて

もらっている団体が、この海洋センターなんかも B & G というのがあるわけなんです。あそこもそれぞれの町村から研修を兼ねて出向させているということです。

京都府でしたら京丹波町、あそこから京都府へ 1 人行かれています。これは B & G の海洋センターのほうですけど、そういうことで、今、言われたように、全部順番に回っていくかという、その市町村の主体的な考えもありますから、やっぱりそういう方法はこの美しい村連合もとおられません。

そして、うちのほうから主体的に出向させて、そしてそのほうがいい勉強、また職員研修になると、こういう判断に立てば別ですけども、先ほど申し上げましたように、これは順番制でも輪番制にもなってない。そういう機会をつくっているだけのことで、和東町は当面こういった出向をさせるという考えは持っておらないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

8 番、小西委員。

○8 番（小西 啓君）

町長、それは私、本当にいいと思います。1 人の職員の方が東京まで事務局があれば、非常にすごい人件費がかかりますよね。だから、当たらないように見張っているんです。多分当たるようになると思いますけどね、そのときに私と町長がここで座って、こうしてやれるかやれないかわからないですけど、当たらないように願っています、あと何十年先か何年先か知らないですけども。

次に、岡本委員が人口問題で言っておられましたけれど、4,300 人というのは、この前に全員協議会があって、町長、私はちょっと多く見積もり過ぎているんじゃないですかと。そして、余りこんなところで発言したらだめな言葉も言わせていただきました。ですから、まず、これは目標であって、こうなったらいいなというようにお思いかどうかということを書いて、そしてやっていかないと、これに余り固執し過ぎて、「4,300」「4,300」と言っておられたら、4,300 なんて、町長、ま

たこんな失礼なことを言ったらだめなんですけど、夢のまた夢の話ですよ。まず、来ていただいて、そして募集の仕方もたくさんあるんでしょう。教育もただです、医療費もただです、住むところも全部提供しますと言ったら、来ていただくこともあると思います。でも、現実的にそういうことは不可能ですよ。

そして、また年寄りの方に来ていただいて、そして住んでいただいても税収にはならないですよ、こんな失礼なことを言ったらだめですけども、だから本当にこの4,300とか、その目標値はすごく私、いいと思うんですけど、やはりさらっと流すような気持ちでやっていって、そして努力だけして、そして人口が流失するのが少なくなったとそういうふうにして満足したらだめですけども、安堵する。そして、町民の方に、人口はどうしてふやしていったらいいかと。お子さんがどうしてたくさんふえたらいいとか、今、住んでおられる方が、もうあと1人でも2人でも子供を産んで、そして和東町の小学校に行かせて、中学校に行かせて、そして高等学校は外に出るけれど、ここは木津しかありませんけれど、やはりそこまで行って教育受けさせて、そして和東町に帰って地場産業のお茶ですよ、それしかありませんわね、うちはね。地場産業のお茶を継いでいただいて、そして各事業所があるところは、その事業所は、あと、お父さんの仕事を継いでもらって和東町をもり立てていく、そういうような教育とかいろんなことをしてもらって、それに子供さんに特化して支援していったらいいんじゃないですか。

外から呼んで、そして外から来ていただいて、私、それはなかなか無理だと思いますけどね、一回ちょっとゆっくり方向転換せいと言っているんじゃないですけど、も一度考え直すときを持ってやっていかないと私はだめだと思いますね。4,300人なんて本当に私、無理だと思いますよ。

こんなことを言って町長の施策の考えておられるのと反対しているんじゃないんですけれども、無理無理そのようなことばかり言っていたら、今、言っている岡本委員の質問にこういうような判断に出てきた。何で4,300という数字が出てくると、

こうなりますからね、私は絶対4,300が目標値だという、そんなむちゃなこと、これはだめだということを言っているんじゃないんですけれども、やはりここにいる10人の議員みんな言うか言わないかで心配しておられるんじゃないんですか。

5年に1回の国勢調査のときに、また350から400なくなって、また、もうあとその5年先の国勢調査で300そのぐらい減ったら、やはり3,500近くになって、そのときに4,300という数字になったら、町長、1,000人も違うじゃないかとなると思うんですよ。だから、その辺、もう少し考えて数字というのは設定したほうがいいと思いますが。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今の小西委員からのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

基本的には、今、言われたように、目標というのか、そういう方向に進めてまちづくりしていくというのはあるわけなんです、それは私も同じ方向で定めて、人口ビジョンを定めて、そして戦略を立てていくと。そして、1年ごとの28年度の予算を立てていると、こういうことであります。

今回はそれで総合戦略と総合計画とが一緒になってきていると、こういうようにご理解いただいて、ある企業のトップの方の話で、私は、口癖のようにその人の話が頭から離れません。会社がきちっとやっていかれる方は年輪経営だと言われました。年輪が一つ一つ大きくなるように、これより大きくなってしまったら、これで目標が達成できたらそれでしまいじゃなしに、そうじゃない。じわじわといく。

そして、そのように言うならば、行政も同じように年輪行政だと言われました。そういうことは方向として和東町のまちづくりはいかにあるべきかということをこつこつときっちりとして上げていく、そのことが大事だというように私は思っております。

和東町の今、小西委員が言われたように、お茶のまちとかいろいろ言われましたで

すけども、美しい村も出ました。そして、和東町には住民が誇れるものがたくさんあるわけですから、これを大事にしながら、これをアピールし、こうして私たち住んでいる住民の誇りになるならば、この町はきっと間違いないと私は信じております。そういう方向で今、和東町の予算も立てさせていただいて、焦らず、きっちり、がっちりと進んでいくことが大事。

その特徴が行政だけでやるもんじゃないと私は思っております。総合計画の大きな和東町の特徴は、住民との協働です。そして、和東町の住民だけでまちづくりせんこと。やっぱり和東町はいいまちだねと思う人も全部入ってきていただく。交流を深める。交流と協働が大きな特徴になっております。それを私は進めていくべきだと思っています。

当面、大きく人口が減ると大変だというのは、職員規模が変わったり、行政の内容が変わったりしますもんですから、それはちょっと大変だなということがありますので、当面はこれを何とかしたいという気持ちはありますが、やはり何年先は和東町は、私は正直なところ、滅びてしまうとか、町がなくなるなんて絶対ということは、私は絶対をつけてもいいと思うんです。あり得ないというように信じております。

そういうことで、今、小西委員が言われたように、焦らず、きちっと方向性を間違えないことが大事。それともう一つは、そういうように、住民みんなが、先ほども出ておりましたように、美しい村連合に入ったら、この町は美しいと住民が全部認識するような運動にならないと、なかなか協働にはなりません。だから、できるところから運動に盛り上がっていかうということで今やっております。そういうことが今、和東町の大きな特色であろうと思います。

町外で和東町のまちづくりを耳にしていいただいたら、そういう頑張りを住民の人が皆やってくれているわけであります。それを支えていきたいなど、このように思っておりますので、くどいようですけども、年輪行政だと思っておりますので、そういう中で、例えば、和東町は4,300に人口が達成したら、こんで目標達成だねと、そ

んなことは絶対なり得ない。もう次の段階、次の段階へ行かなきゃなりませんから、これは一つの考え方であると、このようにご理解いただきたい。

当然、今、小西委員が言われたとおり、私もまるっきり同感だという理解に立っておるということだけお答えしたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

8番、小西委員。

○8番（小西 啓君）

いろんな施策やっておられて、そして、それには私、ないところから、よくこれだけ持ちこたえて、そして会社に例えたら経営されているなというような感じで見ておりますが、やはりばらまきされて、そして行き詰まるより、やはり5年先、10年先を見据えた和東町を育てていってもらって、そして1年1年、この3月には1年の予算を発表されるんですから、やはり毎回毎回同じようなところに同じように予算をつけているんじゃないくて、やはり先を見据えた予算の配分、そして時代に合うた配分をしていただいて、和東町の経営をやっていただきたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今のご質問であるわけなんですけど、もう一つ、和東町の職員がこの予算で頑張ってくれているところの特徴を申し上げたいと思います。

もうご案内のとおり、日本中が、今、銀行へ預けたら手数料を払わなきゃならんという、ゼロどころかマイナスの利子が言われております。こうした非常に利子の安いときに公共施設とかやらなきゃやらんところはやっていこうという姿勢で今やってくれています。

そういう意味で、新聞等でご案内のとおり、和東町の財政状況の大きな特徴が出ていたと思います。いわゆる経常収支比率というのは、和東町は京都府下でも、下から

1 番でも 2 番でも 3 番でもありません。経常収支比率というのは非常に頑張ってくれております。

しかし、今、申し上げましたように、きょうも起債の発行というのはことしちょっと上がりましたが、この利子の安いときにはやれることはやってということでありますから、公債比率というのは厳しい状況にある。しかし、将来の負担率を考えたかて、まだまだ大丈夫ですから、この話が府とかで協議が整う範囲は進めていこうということで、今、一生懸命やってくれております。それがこの予算の大きな特色であると思います。

だから、皆さんの手元に起債残高、去年までは落ちましたが、ことし少しふえつつ出てきましたが、据え置きに見たかて、公債比率というのはこれから少し厳しい状況にありますが、経常収支比率に十分頭を入れながら、計算できた公債比率の中で進めていこうと、こういう特色を持っておることをひとつご理解いただいて、将来を見越して、経済も見越してやっているということだけ、質問にもなかったものですから、私のほうからいろいろと職員は頑張ってくれているというところをちょっとご披露させていただきたいと思います。それで答弁とします。

○委員長（竹内きみ代君）

質疑の途中ではありますが、本日の予算特別委員会はこれくらいにとどめ、延会したいと思います。

なお、次回の予算特別委員会は、明後日 17 日午前 9 時 30 分より本議場で開会いたしますので、ご参集願います。

本日はご苦労さまでした。

午後 4 時 07 分 延会

平成 28 年 5 月 16 日

予算特別委員会委員長 竹 内 きみ代